

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成31年 3 月
(第 2 回訂正分)

日本ホスピスホールディングス株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成31年 3 月18日に関東財務局長に提出し、平成31年 3 月19日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成31年 2 月22日付をもって提出した有価証券届出書及び平成31年 3 月 8 日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集350,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,835,000株（引受人の買取引受による売出し1,550,000株・オーバーアロットメントによる売出し285,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成31年 3 月18日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

2 【募集の方法】

平成31年 3 月18日に決定された引受価額(920円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,000円)で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第 233 条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「148,120,000」を「161,000,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「148,120,000」を「161,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。
 5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
 6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
- (注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

- 「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1,000」に訂正
「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「920」に訂正
「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3. 」を「460」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4. 」を「1株につき1,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件（840円～1,000円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,000円と決定いたしました。
なお、引受価額は920円と決定いたしました。
 2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（1,000円）と会社法上の払込金額（714円）及び平成31年3月18日に決定された引受価額（920円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は460円（増加する資本準備金の額の総額161,000,000円）と決定いたしました。
 4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき920円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
 7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）
- (注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成31年3月27日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき920円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき80円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

上記引受人と平成31年3月18日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「296,240,000」を「322,000,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「291,240,000」を「317,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

手取概算額317,000千円については、事業拡大のための運転資金として、施設開業又は増室に係る採用活動費、人件費、賃借料、及びその他諸経費に充当する予定です。具体的には、平成31年12月期に87,000千円、平成32年12月期に230,000千円の充当を予定しております。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成31年3月18日に決定された引受価額(920円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,000円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,426,000,000」を「1,550,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,426,000,000」を「1,550,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「1,000」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「920」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき1,000」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「(注) 3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

<u>各金融商品取引業者の引受株数</u>	<u>野村證券株式会社</u>	<u>1,360,000株</u>
	<u>株式会社SBI証券</u>	<u>38,000株</u>
	<u>岡三証券株式会社</u>	<u>38,000株</u>
	<u>静銀ティーエム証券株式会社</u>	<u>19,000株</u>
	<u>岩井コスモ証券株式会社</u>	<u>19,000株</u>
	<u>エース証券株式会社</u>	<u>19,000株</u>
	<u>いちよし証券株式会社</u>	<u>19,000株</u>
	<u>松井証券株式会社</u>	<u>19,000株</u>
	<u>マネックス証券株式会社</u>	<u>19,000株</u>

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価格と引受価額との差額（1株につき80円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成31年3月18日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「262,200,000」を「285,000,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「262,200,000」を「285,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。

（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1,000」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1株につき1,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成31年3月18日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるJ-S T A R 二号投資事業有限責任組合、MIDWEST MINATO, L.P. 及びPacific Minato II, L.P. (以下「貸株人」と総称する。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、285,000株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエアプション」という。)を、平成31年4月24日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、平成31年3月28日から平成31年4月19日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエアプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成31年 3 月
(第 1 回訂正分)

日本ホスピスホールディングス株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成31年3月8日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成31年2月22日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集350,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成31年3月8日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し1,835,000株（引受人の買取引受による売出し1,550,000株・オーバーアロットメントによる売出し285,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 2. の全文削除及び3. の番号変更

2【募集の方法】

平成31年3月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成31年3月8日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（714円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「232,050,000」を「249,900,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「125,580,000」を「148,120,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「232,050,000」を「249,900,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「125,580,000」を「148,120,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（840円～1,000円）の平均価格（920円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は322,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「714」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、840円以上1,000円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年3月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①潜在市場の大きい社会的意義のある事業領域であり、業界のパイオニアであることから競合が少なく、独自のビジネスモデルが確立していること。

②看護師のモチベーションを向上させる仕組みができており、既存施設の入居率が比較的高く、新規施設の開設により高い成長性が見込めること。

③施設開設に伴う看護師採用の継続性や制度改正リスクが懸念されること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は840円から1,000円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（714円）及び平成31年3月18日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額（714円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄外注記の訂正>

上記引受人と発行価格決定日（平成31年3月18日）に元引受契約を締結する予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「251,160,000」を「296,240,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「246,160,000」を「291,240,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（840円～1,000円）の平均価格（920円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

手取概算額291,240千円については、事業拡大のための運転資金として、施設開業又は増室に係る採用活動費、人件費、賃借料、及びその他諸経費に充当する予定です。具体的には、平成31年12月期に87,000千円、平成32年12月期に204,240千円の充当を予定しております。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,209,000,000」を「1,426,000,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,209,000,000」を「1,426,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（840円～1,000円）の平均価格（920円）で算出した見込額であります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「222,300,000」を「262,200,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「222,300,000」を「262,200,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（840円～1,000円）の平均価格（920円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の正誤表

平成31年2月

日本ホスピスホールディングス株式会社

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の記載に誤りがございましたので、次のとおり訂正いたします。
なお、訂正箇所は_____ 罫で示しております。

カラーページの訂正

6 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

<右中段のグラフの数値の訂正>

1株当たり純資産額

(参考) ナースコール株式会社

「平成28年12月期」：「8.36」を「8.13」に訂正

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(2) 提出会社の経営指標等

(参考情報)

<欄内の数値の訂正>

「第12期」の「1株当たり純資産額(円)」の欄：「8.36」を「8.13」に訂正

<欄外注記の訂正>

13. の「第12期」の「1株当たり純資産額(円)」の欄：「8.36」を「8.13」に訂正

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

(訂正前)

(省略)

なお、当連結会計年度末における有利子負債の残高(リース債務を含む)は2,566,860千円、有利子負債比率(リース債務を含む比率)は80.7%と高い水準にありますが、事業運営上、必要な資金を安定的に確保していると認識しております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は426,827千円となっており、事業運営上、必要な流動性を確保していると認識しております。

(訂正後)

(省略)

なお、当連結会計年度末における有利子負債の残高(リース債務を含む)は2,566,860千円、有利子負債依存度(リース債務を含む)は80.7%と高い水準にありますが、事業運営上、必要な資金を安定的に確保していると認識しております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は426,827千円となっており、事業運営上、必要な流動性を確保していると認識しております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成31年2月



日本ホスピスホールディングス株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式232,050千円（見込額）の募集及び株式1,209,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式222,300千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成31年2月22日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものです。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

日本ホスピスホールディングス株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

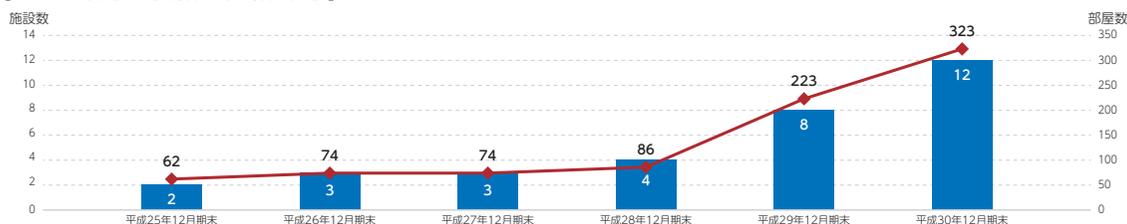
1 当社及び当社グループについて

当社グループは、当社、連結子会社であるナースコール株式会社及びカイロス・アンド・カンパニー株式会社で構成されており、「在宅ホスピスの研究と普及」をミッションとして掲げ、「看取り」へ対応するケア（＝ターミナルケア）を、末期がん患者と難病患者を対象として提供しております。これは、家で自由に過ごしたいという希望、痛み苦しみを和らげて欲しいという希望の両方を叶えるためのケアサービスです。

当社グループのターミナルケアは、「死」を意識する状況にあって、人生の仕上げ期をどう過ごすかを一緒に考えるところから関わっております。命を救うことを目的とする病院、介護サービスの提供を目的とする介護施設とは、関わり方や目的が異なり、当社グループでは、「死」は人生のゴールであり、悲しみは伴うものの忌み嫌うべきものではないと考え、各々が各々の人生の最終段階を迎えられるよう、「死」と向き合い、「死」を恐れず、人生の仕上げを実現できる社会の実現に貢献したいと考えております。

当社グループは、暮らしの場である「自宅」で療養し最期を迎えるために必要な「在宅ホスピス」を、「ホスピス住宅の提供」と「在宅ホスピスサービスの提供」の形で展開しております。

【ホスピス住宅の施設数と部屋数の推移】



- (注) 1. 当社は、平成29年1月4日に単独株式移転によりナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。
2. ファミリー・ホスピスライブクロスは、カイロス東京株式会社の子会社化に伴い、平成29年12月期より数値に含んでおります。

【ホスピス住宅における年平均入居率の推移】

(単位：%)

施設名称	開設時期	室数(室)	平成28年12月期	平成29年12月期	平成30年12月期(参考情報)
ナーシングホームJAPAN	平成21年1月	26	86.4	90.4	88.6
ナーシングホームOASIS	平成25年9月	36	89.9	82.9	82.0
ナーシングホームOASIS南	平成29年1月	34	-	55.5	77.9
ナーシングホームOASIS北	平成29年5月	16	-	70.2	90.0
ナーシングホームOASIS知立	平成30年2月	28	-	-	60.8
ナーシングホームOASIS志賀公園	平成30年4月	26	-	-	71.2
ファミリー・ホスピス鷹宮ハウス	平成26年8月	12	71.9	91.9	96.9
ファミリー・ホスピス本郷台ハウス	平成28年10月	12	46.8	85.0	95.8
ファミリー・ホスピスライブクロス	平成28年10月	50	-	92.6	94.2
ファミリー・ホスピス四之宮ハウス	平成29年4月	37	-	52.9	88.6
ファミリー・ホスピス成瀬ハウス	平成30年4月	20	-	-	49.9
ファミリー・ホスピス池上ハウス	平成30年8月	26	-	-	61.9

- (注) 1. 室数は平成30年12月期末における数値を記載しております。
2. 年平均入居率は右記の方法により算出しております。年平均入居率 = 年間延べ入居室数 ÷ (提供可能室数 × 年間日数)

< 当社グループのホスピス施設 > (平成31年1月31日現在)



※ナースコール在宅センター訪問サービスは、訪問看護事業所であります。

2 ホスピス住宅

当社グループは「看取り」へ対応するケア（＝ターミナルケア）を、末期がん患者と難病患者を対象として提供しており、その基盤となるのが当社グループの運営する、入居者を末期がん患者や難病患者等に限定した賃貸住宅（＝ホスピス住宅）です。具体的には、サービス付き高齢者向け住宅又は住宅型有料老人ホームの指定を受けた住宅であり、訪問看護と訪問介護事業所を併設又は近設し、ケアサービスを提供しております。

「おうち」と「病院」の双方のメリットを

ホスピス住宅は、入居者にとっても、家族にとっても最良であることを願って作ったものであります。末期がん患者や難病患者の人生の最終段階には、痛みや苦しみを取るというケアが必要となります。積極的治療の選択肢がなくなった最終段階では、患者は「おうちに帰り自由に過ごしたい」と願いますが、それを実現するには家族の協力、相当な負担を負うという覚悟が必要となります。この医療面の安心感、おうちで暮らす環境（自由度）の両方の実現を目指し、当社グループではホスピス住宅を提供しております。

【ホスピス住宅で働くスタッフ】



生活の質と自己実現を重視

ホスピス住宅のメリットは、緩和ケアを行う看護師が24時間365日傍にいてくれることであります。痛みや苦しみの症状をコントロールすることは簡単ではありませんが、看護師が人生観、死生観を伺い、人生の終盤の過ごし方、やりたいこと等を盛り込んで個人ごとに必要なケアをプランニングしていきます。入居者の静かに過ごしたい、音楽を聴きたい、人に会いたい等の個々人の生活をサポートし、お花見、お墓参り、お寿司を食べに行く、孫の結婚式に出る、家族と温泉に行く等の希望を叶えながら、人生の総仕上げのお手伝いをする場所としてサービスを提供しております。



ホスピス住宅での花見イベントの様子

食へのこだわり



ホスピス住宅で提供する食事例

食べることは栄養を摂ることだけではなく、人の命、人生と深く関わっていると考えており、大好きなものを食べれば元気が出たり、思い出の食事に思いを馳せたりすることもあります。□から食べられる喜びは、たとえ□でも感じる事ができ、当社グループではこのことをとても大事な要素と考えております。

3 在宅ホスピスサービスの提供

住み慣れた自宅での療養生活の継続を目的として、訪問看護を中心に、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業所、訪問介護、通所介護、24時間定期巡回・随時対応型訪問看護介護などを組み合わせた在宅ホスピスサービスを提供しております。

①訪問看護

訪問看護サービスの対象者は医療的ケアを必要とする方であり、医師から指示書を受け取った看護師は看護計画を作成し、医療保険と介護保険による訪問看護サービスを提供しております。在宅支援診療所の医師と連携しますが、在宅療養のベースを作るのは看護師であり、ホスピス住宅と連携することで、組織的な働き方を可能としております。訪問看護事業所には、看護師の他、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士らリハビリ専門スタッフが所属しております。

②看護小規模多機能型居宅介護

当社グループにおける本サービスの利用者の多くは、人生の最終段階や重篤な疾病を抱えている方であり、ホスピス住宅との連携が欠かせません。本サービスは、訪問看護に併設して運営することで医療的ケアに対応し、「通い」「泊り」「訪問」の3つのサービスを組み合わせた包括的なケアを特長とするサービスであり、ホスピス住宅との親和性が高いサービスと考えております。また、「泊り」サービスを利用しながらの看取りにも対応しております。

③居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所ではケアマネージャーを配置しケアプランの作成を行っております。当社グループの利用者は、医療保険サービスと介護保険サービスの併用者が多く、難病患者においては障害者総合支援サービスまで利用している方も多く、非常に複雑なケアプランを作成する必要があります。

当社グループの在宅ホスピスサービスの実現には、ケアマネージャーが医療保険や介護保険、障害者総合支援を深く理解する必要があるため、当社グループではケアマネージャーの育成も行っております。その他、当社グループ外のケアマネージャーにケアプランの作成をお願いすることもあり、地域と連携して事業を行っております。

④その他の介護保険サービス

上記以外の介護保険サービスとして、前述した訪問看護と親和性が高く、利用者に相乗的メリットを提供できる、訪問介護、通所介護、24時間定期巡回・随時対応型訪問看護介護を提供しております。

当社グループの訪問看護は、医療ニーズの高い利用者、末期がん患者、難病患者等であることから、利用者のニーズを考慮して、訪問介護や通所介護を、訪問看護と併設すること等によって、複数の介護サービスを組み合わせ一つのチームとしてケアサービスを提供しております。

【当社グループが運営するホスピス住宅】



ファミリー・ホスピス鴨宮ハウス



ファミリー・ホスピス四之宮ハウス



ナーシングホームOASIS南



ナーシングホームOASIS

4 当社グループの事業の特長

◆看護師を中核とする多職種チームによるターミナルケア

当社グループの在宅ホスピスは、看護師を中核とした多職種チームによるケアサービスの提供が特長であり、医療的な症状コントロールは、医師と連携して看護師が中核になり行っております。当社グループのターミナルケアは、「人生の仕上げ支援」が目的としており、症状をコントロールしながら、残された時間をどう生きるのかをサポートしております。

【看護師、介護士等によるケアサービスの提供】



◆働きやすい環境の整備と専門看護師等によるケアサービスの提供

訪問看護やホスピスは、看護師にとって働く場所の選択肢の一つではありますが、一人で訪問することへの不安、24時間対応を迫られること等の労働条件が就業への高いハードルとなっております。当社グループでは、多職種チームを編成し、それぞれの能力を補完し安心して働けるような組織を作り、福利厚生や教育・研修制度を充実させることで働きやすい環境の整備に努めております。

その結果、当社グループの看護師には、専門看護師や認定看護師等の資格保持者が複数在籍しており、その他にも、緩和ケア病棟などでの勤務実績を有する者や、難病看護師の資格保持者が在籍しており、これらの専門性に基じたケアの提供を可能にしております。

◆看護師以外の専門スタッフの存在

看護師を中核としたケアサービスを提供するため、看護師の他、介護士、リハビリ療法士、調理師等の専門スタッフによるチームがホスピス住宅ごとに編成されており、看護師以外の専門スタッフが在籍していることも当社グループの特長です。

当社グループの介護士は、末期がんや難病への理解や知識を習得し、各種研修を受講して喀痰吸引や経管栄養を担当する等の業務スキルを求められるため、当社グループではこれらのスキルの習得をサポートしております。介護士は、ホスピス住宅における入居者の生活に看護師と同様又はそれ以上に密接に関わっており、ターミナルケアの提供には欠かせないチームの一員となっております。

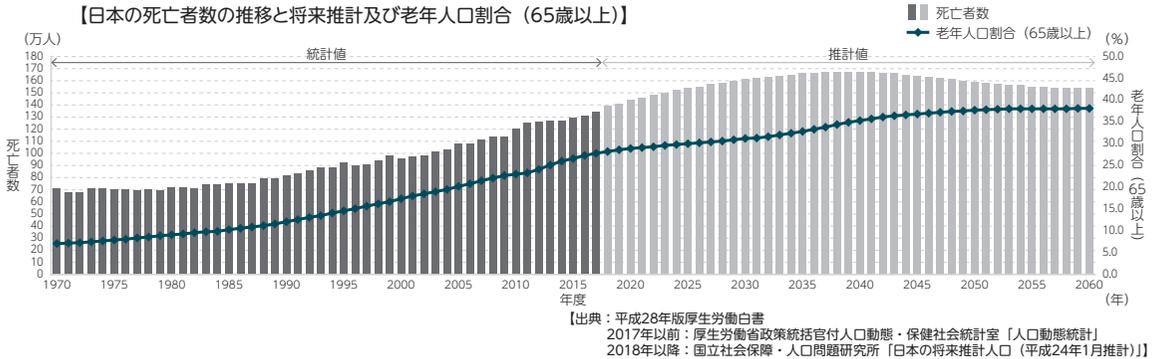
【看護師とホスピス住宅で働く専門スタッフ】



5 当社グループを取り巻く環境

多死時代に突入する日本

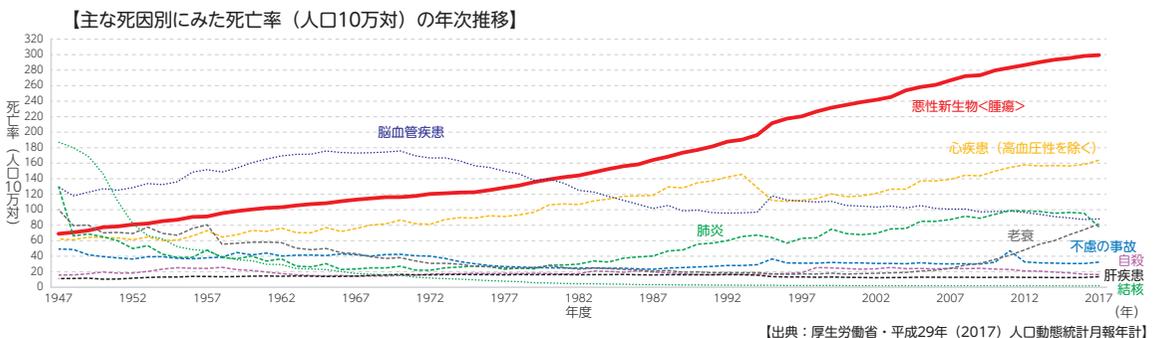
年々増え続ける日本の死亡者数は2039年には約167万人に達すると予測され、これは2017年の死亡者数と比較して約33万人も多く、この方々の「最期を迎える場所」が不足していることが大きな課題となっています。病院における入院生活では、患者は少なからず制約を受けるため、自由度の高い自宅へと戻るとは多くの入院患者の望みでもあります。しかしながら、現実には医療機能が脆弱で介護力の無い自宅では家族の負担が大きく、また、痛みや苦しみを和らげてくれる緩和ケアも必要となります。



緩和ケアニーズの拡大

死亡原因別では悪性新生物（がん）が長年に亘って増加しており、現在年間約37万人ががんによって亡くなっており、今後もこの傾向は変わらないと予測されています（出典：国立研究開発法人 国立がん研究センター 社会と健康研究センター 研究予防グループ「がん罹患・死亡・有病数の長期予測」）。末期がん患者にとっては、身体的な痛み、苦しみのコントロールはもちろんですが、精神的、社会的、スピリチュアルな痛みを合わせた4つの痛みをコントロール（緩和ケア）することが大事であると考えております。

また、現在厚生労働省が指定難病としている331疾患の患者は国内に約90万人いるとされており（出典：厚生労働省「平成29年度衛生行政報告例」）、難病患者にとっては療養場所の確保が難しいのが現状です。これらの方々に対するケアニーズが増加しており、早期の体制整備が必要とされております。



医療制度改革の推進

増大する社会保障費の抑制と国民の満足度を上げることを目的に、医療制度改革が推進され、効率的な在宅ケアが行われるよう医療と介護の連携に基づく地域包括ケアが求められています。在宅ケアの主な担い手は、在宅支援診療と訪問看護であり、地域包括ケアの中心を担うのが看護師及び介護士であります。

当社（日本ホスピスホールディングス株式会社）は、平成29年1月4日に単独株式移転によりナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回	次	第1期	第2期
決	算	平成29年12月	平成30年9月
年	月		
売上高	(千円)	1,895,428	2,119,015
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△40,821	77,938
親会社株主に帰属する当期純損失(△)又は親会社株主に帰属する四半期純利益	(千円)	△60,490	111,842
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	△60,490	111,842
純資産額	(千円)	214,244	326,086
総資産額	(千円)	3,177,110	3,303,615
1株当たり純資産額	(円)	29.38	—
1株当たり当期純損失金額(△)又は1株当たり四半期純利益金額	(円)	△9.70	15.76
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	6.6	9.7
自己資本利益率	(%)	—	—
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	4,667	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	141,915	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△34,001	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	426,827	—
従業員数(外、平均臨時雇用者数)	(人)	227 (69)	— (—)

(2) 提出会社の経営指標等

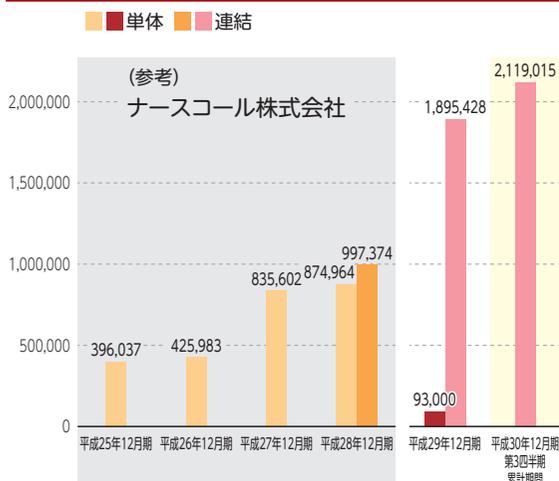
回	次	第1期
決	算	平成29年12月
年	月	
売上高	(千円)	93,000
経常利益	(千円)	2,401
当期純利益	(千円)	1,611
資本金	(千円)	100,000
発行済株式総数	(株)	7,094
純資産額	(千円)	384,713
総資産額	(千円)	398,351
1株当たり純資産額	(円)	53.41
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	0.25
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—
自己資本比率	(%)	95.1
自己資本利益率	(%)	0.4
株価収益率	(倍)	—
配当性向	(%)	—
従業員数(外、平均臨時雇用者数)	(人)	2 (—)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 当社は平成29年1月4日設立であり第1期は平成29年1月4日から平成29年12月31日までの11か月と28日となっております。
 3. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っており、発行済株式総数は7,094,000株となっております。
 4. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第1期(連結)は1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
 5. 第1期(連結)の自己資本利益率につきましては、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。第1期(単体)の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて算定しております。
 6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 7. 第1期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第2期第3四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。第1期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
 8. 従業員数は就業人員(当社グループ及び当社からグループ外及び社外への出向者を除き、グループ外及び社外から当社グループ及び当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 9. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いましたが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。

当社は、平成29年1月4日に単独株式移転によりナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。平成25年12月期から平成28年12月期までにつきましては、当社の株式移転完全子会社であるナースコール株式会社の連結経営指標等及び経営指標等を参考として記載しております。

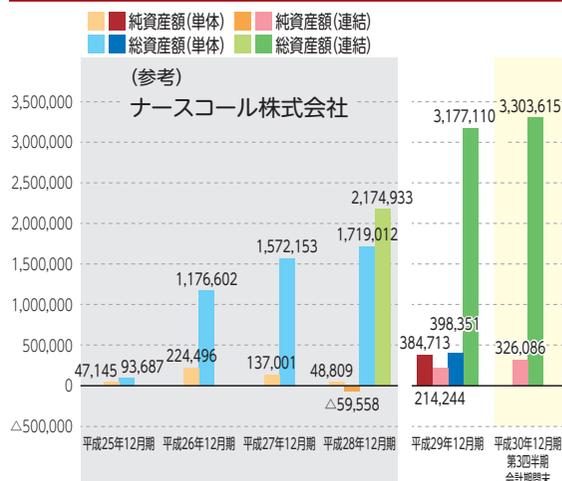
売上高

(単位:千円)



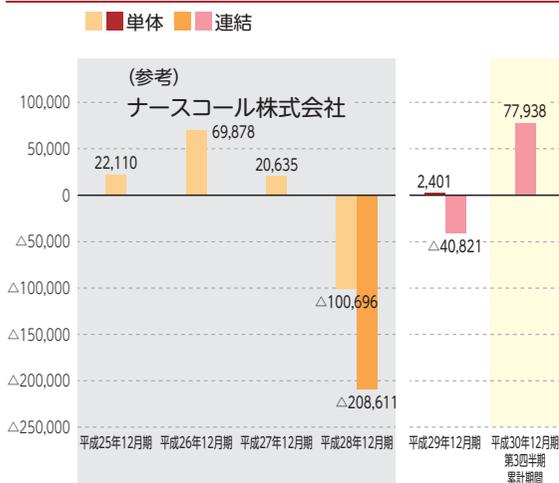
純資産額／総資産額

(単位:千円)



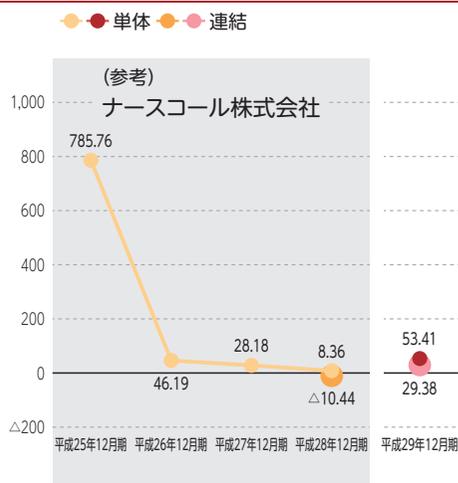
経常利益又は経常損失(△)

(単位:千円)



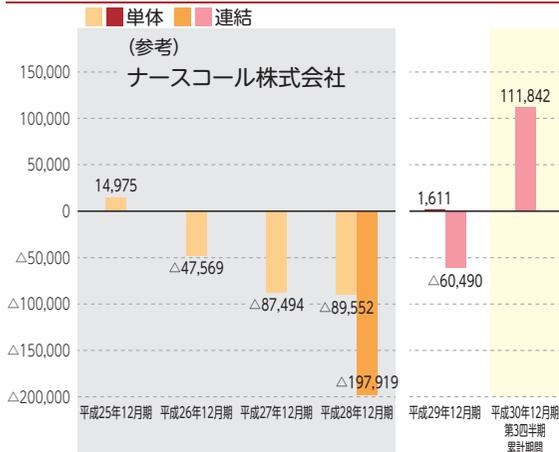
1株当たり純資産額

(単位:円)



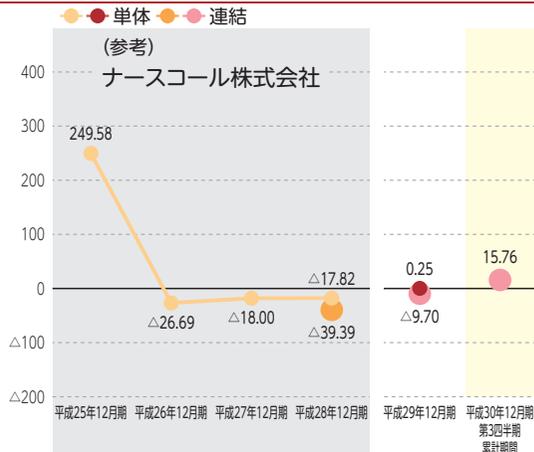
親会社株主に帰属する当期純損失(△)又は親会社株主に帰属する 四半期純利益／当期純利益又は当期純損失(△)

(単位:千円)



1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)

(単位:円)



(注) 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。平成25年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	9
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	10
募集又は売出しに関する特別記載事項	11
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	17
3. 事業の内容	19
4. 関係会社の状況	26
5. 従業員の状況	27
第2 事業の状況	28
1. 業績等の概要	28
2. 生産、受注及び販売の状況	30
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	31
4. 事業等のリスク	32
5. 経営上の重要な契約等	35
6. 研究開発活動	36
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	37
第3 設備の状況	41
1. 設備投資等の概要	41
2. 主要な設備の状況	42
3. 設備の新設、除却等の計画	43
第4 提出会社の状況	44
1. 株式等の状況	44
2. 自己株式の取得等の状況	61
3. 配当政策	61
4. 株価の推移	61
5. 役員の状況	62
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	65

第5	経理の状況	72
1.	連結財務諸表等	73
(1)	連結財務諸表	73
(2)	その他	107
2.	財務諸表等	150
(1)	財務諸表	150
(2)	主な資産及び負債の内容	158
(3)	その他	159
第6	提出会社の株式事務の概要	172
第7	提出会社の参考情報	173
1.	提出会社の親会社等の情報	173
2.	その他の参考情報	173
第四部	株式公開情報	174
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	174
第2	第三者割当等の概況	176
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	176
2.	取得者の概況	179
3.	取得者の株式等の移動状況	181
第3	株主の状況	182
	[監査報告書]	183

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年2月22日
【会社名】	日本ホスピスホールディングス株式会社
【英訳名】	J a p a n H o s p i c e H o l d i n g s I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-6368-4154 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 加藤 晋一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-6368-4154 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 加藤 晋一郎
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 232,050,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,209,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 222,300,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	350,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- （注）
1. 平成31年2月22日開催の取締役会決議によっております。
 2. 発行数については、平成31年3月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

平成31年3月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成31年3月8日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	350,000	232,050,000	125,580,000
計（総発行株式）	350,000	232,050,000	125,580,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成31年2月22日開催の取締役会決議に基づき、平成31年3月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（780円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は273,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成31年3月19日(火) 至 平成31年3月25日(月)	未定 (注) 4.	平成31年3月27日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成31年3月8日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年3月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成31年3月8日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成31年3月18日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成31年2月22日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成31年3月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成31年3月28日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに関し、平成31年3月11日から平成31年3月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社静岡銀行 浜松営業部	静岡県浜松市中区田町322番地の7

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	350,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成31年3月27日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	350,000	—

(注) 1. 引受株式数については、平成31年3月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成31年3月18日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
251,160,000	5,000,000	246,160,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（780円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

手取概算額246,160千円については、事業拡大のための運転資金として、施設開業又は増室に係る採用活動費、人件費、賃借料、及びその他諸経費に充当する予定です。具体的には、平成31年12月期に87,000千円、平成32年12月期に159,160千円の充当を予定しております。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成31年3月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,550,000	1,209,000,000	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 新有楽町ビル2階 J－STAR 二号投資事業有限責任組合 901,100株 Clifton House,75 Fort Street GT, P.O. Box 1350 Grand Cayman KY1-1108, Cayman Islands MIDWEST MINATO, L.P. 336,600株 Clifton House,75 Fort Street GT, P.O. Box 1350 Grand Cayman KY1-1108, Cayman Islands Pacific Minato II, L.P. 312,300株
計(総売出株式)	—	1,550,000	1,209,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（780円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成31年 3月19日(火) 至 平成31年 3月25日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人の本支店 及び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社 静岡県静岡市葵区追手町1 番13号 静銀ティーエム証券株式会 社 大阪府大阪市中央区今橋一 丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 大阪府大阪市中央区本町二 丁目6番11号 エース証券株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目 14番1号 いちよし証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目 4番地 松井証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価格決定日（平成31年3月18日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
8. 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	285,000	222,300,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 285,000株
計(総売出株式)	—	285,000	222,300,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を条件とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（780円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成31年 3月19日(火) 至 平成31年 3月25日(月)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成31年3月18日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である J-S T A R 二号投資事業有限責任組合、MIDWEST MINATO, L.P. 及び Pacific Minato II, L.P. (以下「貸株人」と総称する。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、285,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエアプション」という。)を、平成31年4月24日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成31年3月28日から平成31年4月19日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエアプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び貸株人である J-S T A R 二号投資事業有限責任組合、MIDWEST MINATO, L.P. 及び Pacific Minato II, L.P. は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成31年6月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエアプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等は除く。)を行わない旨合意しております。

当社の株主である高橋正、当社の新株予約権者である加藤晋一郎、稲津隆夫、笹本哲、宮地宗男、関洋晃、小笠原利枝及び本田凜太郎は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成31年6月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成31年9月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の有価証券上場規程施行規則等の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者(J-S T A R 二号投資事業有限責任組合、MIDWEST MINATO, L.P. 及び Pacific Minato II, L.P.) 及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期
決算年月	平成29年12月
売上高 (千円)	1,895,428
経常損失 (△) (千円)	△40,821
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	△60,490
包括利益 (千円)	△60,490
純資産額 (千円)	214,244
総資産額 (千円)	3,177,110
1株当たり純資産額 (円)	29.38
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△9.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—
自己資本比率 (%)	6.6
自己資本利益率 (%)	—
株価収益率 (倍)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,667
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	141,915
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△34,001
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	426,827
従業員数 (人)	227
(外、平均臨時雇用者数)	(69)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は平成29年1月4日設立であり、第1期は平成29年1月4日から平成29年12月31日までの11か月と28日となっております。

3. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 第1期の自己資本利益率につきましては、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 第1期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

7. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

8. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(参考情報)

当社は、平成29年1月4日に単独株式移転によりナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。株式移転前の実質的な統括会社であったナースコール株式会社を親会社、カイロス・アンド・カンパニー株式会社を子会社とする連結財務諸表が、当社グループの状況をより反映すると考えられるため、参考としてナースコール株式会社の平成28年12月期の主要な連結経営指標等を記載しております。

回次	第12期
決算年月	平成28年12月
売上高 (千円)	997,374
経常損失 (△) (千円)	△208,611
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	△197,919
包括利益 (千円)	△197,919
純資産額 (千円)	△59,558
総資産額 (千円)	2,174,933
1株当たり純資産額 (円)	△10.44
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△39.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—
自己資本比率 (%)	△2.8
自己資本利益率 (%)	—
株価収益率 (倍)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△82,894
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△152,329
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	272,588
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	235,290
従業員数 (人)	145
(外、平均臨時雇用者数)	(51)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 第12期の自己資本利益率につきましては、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 第12期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

6. 第12期における経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失については、複数の新規ホスピス施設の開設費用、受入体制構築のための人件費等の費用が先行したことによるものであります。

7. 平成31年1月14日開催の当社取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。ナースコール株式会社の第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期
決算年月	平成29年12月
売上高 (千円)	93,000
経常利益 (千円)	2,401
当期純利益 (千円)	1,611
資本金 (千円)	100,000
発行済株式総数 (株)	7,094
純資産額 (千円)	384,713
総資産額 (千円)	398,351
1株当たり純資産額 (円)	53.41
1株当たり配当額 (円)	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	0.25
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—
自己資本比率 (%)	95.1
自己資本利益率 (%)	0.4
株価収益率 (倍)	—
配当性向 (%)	—
従業員数 (人)	2
(外、平均臨時雇用者数)	(—)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は平成29年1月4日設立であり、第1期は平成29年1月4日から平成29年12月31日までの11か月と28日となっております。
3. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っており、発行済株式総数は7,094,000株となっております。
4. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 第1期の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて算定しております。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第1期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
8. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
9. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(参考情報)

当社は、平成29年1月4日に単独株式移転によりナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。当社の株式移転完全子会社であるナースコール株式会社の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

回次	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高 (千円)	396,037	425,983	835,602	874,964
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	22,110	69,878	20,635	△100,696
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	14,975	△47,569	△87,494	△89,552
資本金 (千円)	3,000	62,500	62,500	62,500
発行済株式総数 (株)	普通株式 60 A種種類株式 —	普通株式 4,860 A種種類株式 4,760	普通株式 4,860 A種種類株式 4,760	普通株式 5,834 A種種類株式 —
純資産額 (千円)	47,145	224,496	137,001	48,809
総資産額 (千円)	93,687	1,176,602	1,572,153	1,719,012
1株当たり純資産額 (円)	785,763.76	46,192.61	28,189.58	8.36
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	249,588.76	△26,694.57	△18,003.02	△17.82
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	50.3	19.1	8.7	2.8
自己資本利益率 (%)	31.8	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	41 (9)	37 (8)	97 (21)	114 (24)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 第10期、第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 第9期の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて算定しております。

5. 第10期における普通株式の増加は、増資及び株式無償割当を実施したことによるものであります。

6. 第10期、第11期、及び第12期の自己資本利益率につきましては、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

8. 第12期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、第9期、第10期及び第11期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

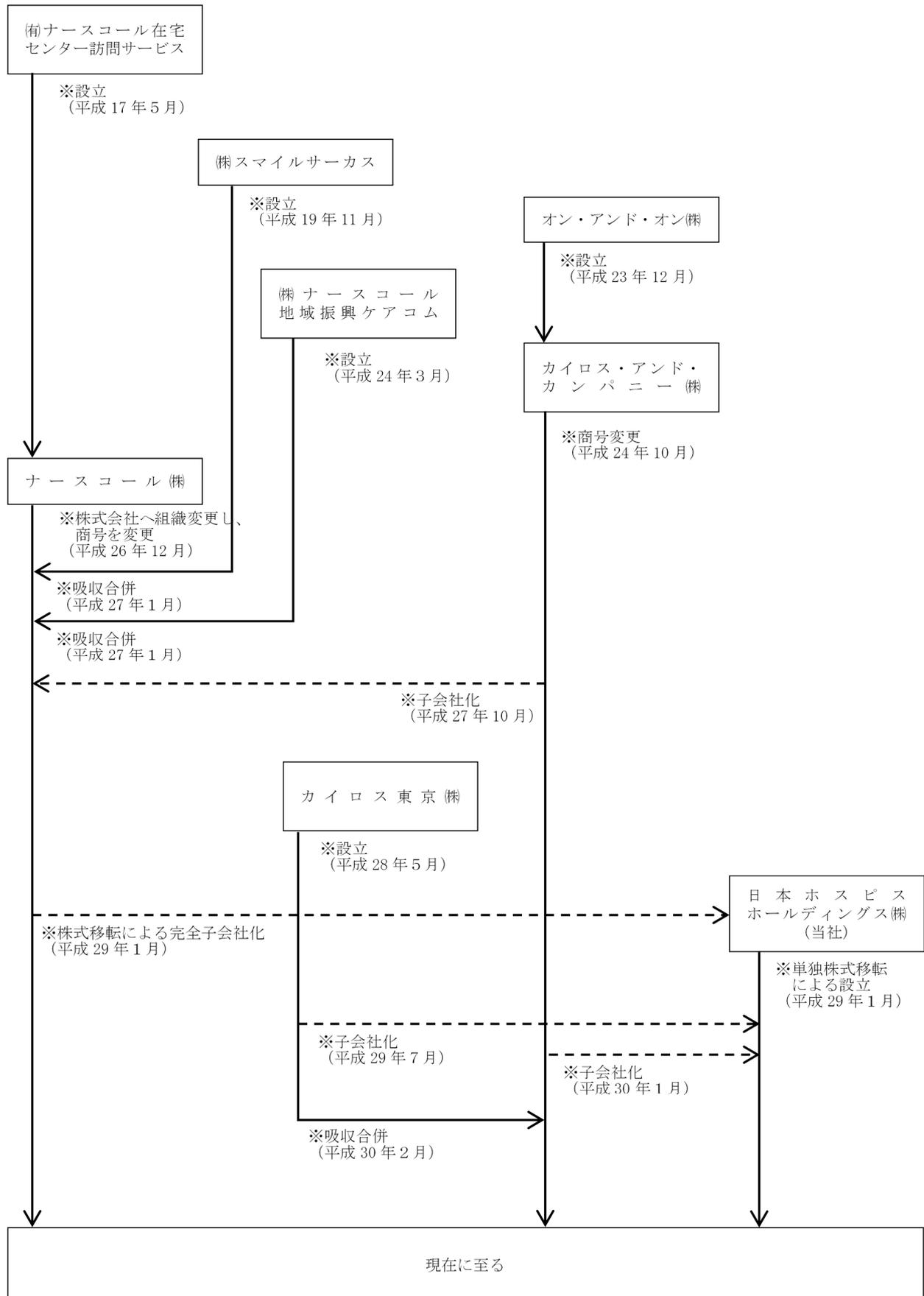
9. 第10期における当期純損失は、特別損失として役員退職金、資金調達費用、事業構造再編費用を計上したことによるものであります。

10. 第11期における当期純損失は、特別損失として関係会社株式評価損、事業構造再編費用を計上したことによるものであります。
11. 第12期における経常損失及び当期純損失については、複数の新規ホスピス施設の開設費用、受入体制構築のための人件費等の費用が先行したことによるものであります。
12. 平成31年1月14日開催の当社取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。ナースコール株式会社の第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
13. 東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第9期、第10期及び第11期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
1株当たり純資産額 (円)	785.76	46.19	28.18	8.36
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	249.58	△26.69	△18.00	△17.82
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社（日本ホスピスホールディングス株式会社）は、平成29年1月4日に単独株式移転により、ナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。当社グループ各社の変遷を系統図によって示しますと、次のとおりであります。



当社グループのこれまでの経緯については次のとおりであります。なお、当社の沿革については、子会社であるナースコール株式会社及びカイロス・アンド・カンパニー株式会社の沿革と合わせて記載しております。

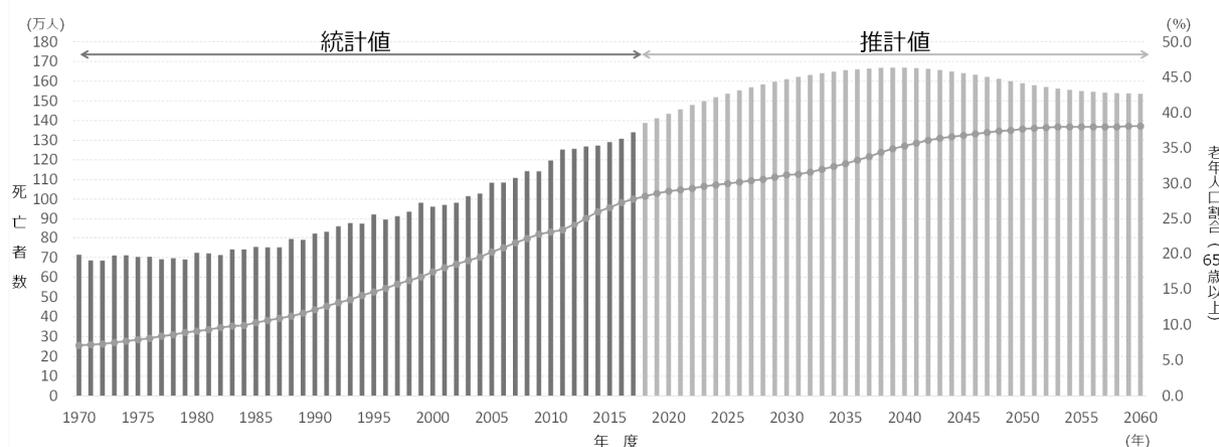
年月	概要
平成17年5月	訪問看護を目的として、有限会社ナースコール在宅センター訪問サービス（名古屋市千種区、現ナースコール株式会社）を設立
平成21年1月	有限会社ナースコール在宅センター訪問サービスがナーシングホームJAPANを開設
平成23年6月	有限会社ナースコール在宅センター訪問サービスが、ナースコール在宅センター訪問サービス尾頭橋を開設
平成23年12月	高齢者向け住宅の企画・設計を目的としてオン・アンド・オン株式会社（神奈川県足柄下郡真鶴町）を設立（現カイロス・アンド・カンパニー株式会社）
平成24年10月	オン・アンド・オン株式会社の社名をカイロス・アンド・カンパニー株式会社に変更し、訪問看護を開始するとともに小田原事務所を開設
平成25年9月	有限会社ナースコール在宅センター訪問サービスがナーシングホームOASISを開設
平成26年8月	カイロス・アンド・カンパニー株式会社がファミリー・ホスピス鴨宮ハウスを開設
平成26年12月	有限会社ナースコール在宅センター訪問サービスの組織形態を株式会社へ変更し、商号をナースコール株式会社に変更
平成27年1月	ナースコール株式会社が株式会社ナースコール地域振興ケアコム、株式会社スマイルサーカスの株式を100%取得し、経営資源の効率的な配分を目的として吸収合併 ナースコール株式会社がナースコール緩和ケアセンターを開設
平成27年5月	ナースコール株式会社がナースコール在宅センター訪問サービスを開設
平成27年10月	ナースコール株式会社がカイロス・アンド・カンパニー株式会社の株式を100%取得
平成28年10月	カイロス・アンド・カンパニー株式会社がファミリー・ホスピス本郷台ハウスを開設
平成29年1月	ナースコール株式会社による単独株式移転により、当社（東京都千代田区）を設立し、ナースコール株式会社を完全子会社化 ナースコール株式会社がナーシングホームOASIS南を開設
平成29年4月	カイロス・アンド・カンパニー株式会社がファミリー・ホスピス四之宮ハウスを開設
平成29年5月	ナースコール株式会社がナーシングホームOASIS北を開設
平成29年7月	当社がカイロス東京株式会社の株式を100%取得
平成30年1月	当社がナースコール株式会社よりカイロス・アンド・カンパニー株式会社の株式の100%を取得
平成30年2月	当社及びカイロス・アンド・カンパニー株式会社が東京都千代田区内に本店を移転 経営資源の効率的な配分を目的として、カイロス・アンド・カンパニー株式会社がカイロス東京株式会社を吸収合併 ナースコール株式会社がナーシングホームOASIS知立を開設 カイロス・アンド・カンパニー株式会社が小田原事務所を閉鎖
平成30年3月	ナースコール株式会社がナースコール在宅センター訪問サービス尾頭橋を閉鎖
平成30年4月	ナースコール株式会社がナーシングホームOASIS志賀公園を開設 カイロス・アンド・カンパニー株式会社がファミリー・ホスピス成瀬ハウスを開設
平成30年8月	カイロス・アンド・カンパニー株式会社がファミリー・ホスピス池上ハウスを開設

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社であるナースコール株式会社及びカイロス・アンド・カンパニー株式会社で構成されており、「在宅ホスピスの研究と普及」をミッションとして掲げ、「看取り」へ対応するケア（＝ターミナルケア）を、末期がん患者と難病患者を対象として提供しております。これは、家で自由に過ごしたいという希望、痛み苦しみを和らげて欲しいという希望の両方を叶えるためのケアサービスです。

「看取り」は、超高齢社会における重要課題の一つであり、年々増え続ける日本の死亡者数は、2039年には約167万人に達すると予測され、これは2017年の死亡者数と比較して約33万人も多く、この方々の「最期を迎える場所」が不足していることが大きな課題となっています。

[日本の死亡者数の推移と将来推計及び老年人口割合（65歳以上）]



(出典：平成28年版厚生労働白書、

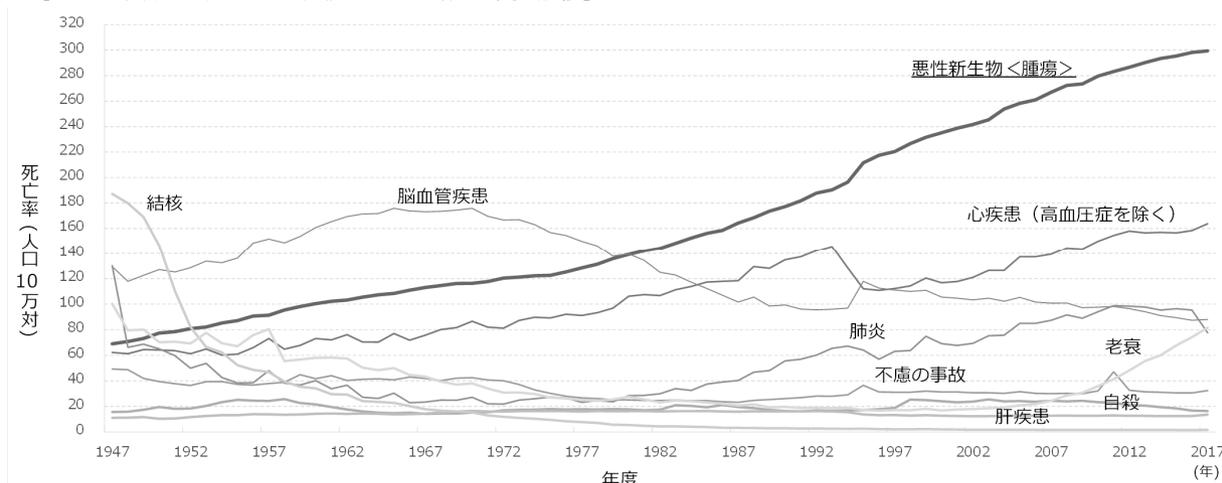
2017年以前：厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」

2018年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」)

死亡原因別では悪性新生物（がん）が長年に亘って増加しており、現在年間約37万人ががんによって亡くなっており、今後もこの傾向は変わらないと予測されています（出典：国立研究開発法人 国立がん研究センター 社会と健康研究センター 研究予防グループ「がん罹患・死亡・有病数の長期予測」）。末期がん患者にとっては、身体的な痛み、苦しみのコントロールはもちろんですが、精神的、社会的、スピリチュアルな痛みを合わせた4つの痛みをコントロール（緩和ケア）することが大事であると考えております。

また、現在厚生労働省が指定難病としている331疾患の患者は国内に約90万人いるとされており（出典：厚生労働省「平成29年度衛生行政報告例」）、難病患者にとっては療養場所の確保が難しいのが現状です。これらの方々に対するケアニーズが増加しており、早期の体制整備が必要とされております。

[主な死因別にみた死亡率(人口10万対)の年次推移]



(出典：厚生労働省・平成29年(2017)人口動態統計月報年計)

一方で、増大する社会保障費の抑制と国民の満足度を上げることを目的に、医療制度改革が推進され、効率的な在宅ケアが行われるよう医療と介護の連携に基づく地域包括ケアが求められています。在宅ケアの主な担い手は、在宅支援診療と訪問看護であり、地域包括ケアの中心を担うのが看護師及び介護士であります。

当社グループは、暮らしの場である「自宅」で療養し最期を迎えるために必要な「在宅ホスピス」を、(1)ホスピス住宅の提供と、(2)在宅ホスピスサービスの提供の形で展開しております。なお、平成29年12月期における当社グループ売上高の9割以上をホスピス住宅の提供により得ております。

[連携で利用者を支えるホスピス住宅]

ホスピス住宅の提供は、看護師・リハビリ療法士・介護士がチームを組んで施設ごとにケアサービスを行うことであり、在宅ホスピスサービスの提供は、訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業所、訪問介護、通所介護、24時間定期巡回・随時対応型訪問看護介護等を組み合わせる形で行っており、いずれも「地域包括ケアシステム※」の一翼としてケアサービスを行うことであります。

※地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する体制のこと（出典：厚生労働省ホームページ）

[人生の仕上げを支えるホスピス住宅]

当社グループのターミナルケアは、「死」を意識する状況にあって、人生の仕上げ期をどう過ごすかを一緒に考えるところから関わっております。命を救うことを目的とする病院、介護サービスの提供を目的とする介護施設とは、関わり方や目的が異なり、当社グループでは、「死」は人生のゴールであり、悲しみは伴うものの忌み嫌うべきものではないと考え、各々が各々の人生の最終段階を迎えられるよう、「死」と向き合い、「死」を恐れず、人生の仕上げを実現できる社会の実現に貢献したいと考えております。

[末期がん・難病患者を取り巻く環境]

高度な医療・急性期医療を担う医療機関の多くは、入院患者を在宅生活に復帰誘導する使命を課せられている一方で、病院における入院生活では、患者は少なからず制約を受けるため、自由度の高い自宅へと戻ることは多くの入院患者の望みでもあります。しかしながら、現実には医療機能が脆弱で介護力の無い自宅では家族の負担が大きく、また、痛みや苦しみを和らげてくれる緩和ケアも必要となります。従って、退院後も医療ケアを必要とする多くの患者には、24時間365日対応してくれる訪問看護が不可欠となっております。

特に、末期がん又は難病等の患者は頻回なケアを必要としており、広域事業者の連携だけでは退院直後に必要となるケアの量が確保出来ず、また退院後の病状の進行に伴って自宅療養が限界となることが少なくありません。

[多様なニーズに対応可能なホスピス住宅]

当社グループでは、厚生労働省の医療政策を背景として入院日数の短縮を迫られている医療機関、自宅に戻り自由度の高い生活を過ごしたい患者、これら双方のニーズを満たすことを目的として、24時間365日対応が可能な訪問看護、訪問介護及びホスピス住宅を組み合わせる在宅ホスピスを展開しております。また、当社グループの在宅ホスピスは、医療・介護保険、福祉制度に基づいており、具体的には、訪問看護・訪問介護・ホスピス住宅をベースに、地域の状況に応じて居宅介護支援事業所によるケアプランニングやその他の在宅ケアを組み合わせるサービスとなっております。

[当社グループの収入について]

当社グループは、在宅ホスピスを提供することにより、訪問看護料、訪問介護料及びホスピス住宅に係る家賃収入等を得ております。訪問看護料は、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金より支払われる診療報酬及び利用者からの自己負担金で構成されており、訪問介護料は、国民健康保険団体連合会から支払われる介護保険料と利用者からの自己負担金で構成されております。ホスピス住宅に係る家賃収入は、ホスピス住宅の入居に際して、入居者との間で賃貸借契約を締結しており、これに基づいて毎月の家賃等を収入として得ております。

なお、当社グループの主な収入は、医療保険、介護保険等による保険収入であります。

当社グループの提供する「在宅ホスピス」は、(1)ホスピス住宅の提供と、(2)在宅ホスピスサービスの提供の形で展開しておりますが、それぞれについては次のとおりです。

(1) ホスピス住宅の提供

当社グループの運営するホスピス住宅は、入居者を末期がん患者や難病患者等に限定した賃貸住宅（＝ホスピス住宅）です。具体的には、サービス付き高齢者向け住宅又は住宅型有料老人ホームの指定を受けた住宅であり、訪問看護と訪問介護事業所を併設又は近設し、ケアサービスを提供しております。

ホスピス住宅のメリットは、緩和ケアを行う看護師が24時間365日傍にいてくれることであります。痛みや苦しみの症状をコントロールすることは簡単ではありませんが、看護師が人生観、死生観を伺い、人生の終盤の過ごし方、やりたいこと等を盛り込んで個人ごとに必要なケアをプランニングしていきます。入居者の静かに過ごしたい、音楽を聴きたい、人に会いたい等の個々人の生活をサポートし、お花見、お墓参り、お寿司を食べに行く、孫の結婚式に出る、家族と温泉に行く等の希望を叶えながら、人生の総仕上げのお手伝いをする場所としてサービスを提供しております。

① ホスピス住宅

ホスピス住宅は、入居者にとっても、家族にとっても最良であることを願って作ったものであります。末期がん患者や難病患者の人生の最終段階には、痛みや苦しみを取るというケアが必要となります。積極的治療の選択肢がなくなった最終段階では、患者は「おうちに帰り自由に過ごしたい」と願いますが、それを実現するには家族の協力、相当な負担を負うという覚悟が必要となります。この医療面の安心感、おうちで暮らす環境（自由度）の両方の実現を目指し、当社グループではホスピス住宅を提供しております。

ホスピス住宅では、複数の看護師を配置していることから、末期がん患者への緩和ケアサービスの提供が可能であり、入居者が入浴すること、自由に外出することも出来るという特徴があります。また、難病患者も入居する事が可能で、食事を楽しみ、家族が自由に入出入りできることで家族との関わりを大事に出来るという特徴があり、そのためにもホスピス住宅には、24時間体制でスタッフが常駐し、相談業務、緊急対応を行う等の生活支援サービスを提供しております。

また、当社グループのホスピス住宅の特徴の一つとしては、食事サービスを提供していることが挙げられます。食べることは栄養を摂ることだけではなく、人の命、人生と深く関わっていると考えており、大好きなものを食べれば元気が出たり、思い出の食事に思いを馳せたりすることもあります。口から食べられる喜びは、たとえ一口でも感じる事ができ、当社グループではこのことをとても大事な要素と考えております。

なお、食事サービスは、施設によって委託方式と自社運営方式があり、委託方式の場合には、専門業者に食事サービスを委託しており、自社運営方式の住宅には調理スタッフを配置しておりますが、いずれの場合も末期がん患者や難病患者のニーズに応え食事を提供しております。

当社グループのホスピス住宅の展開に関しては、土地オーナーに対して土地活用の一環としての提案をしておりますが、居室数が平均して30室前後であるために広い土地を必要とせず、建物投資額（土地オーナーの負担）を低く抑える事が出来ると考えております。そのため、立地条件の制約が少なく、ホスピス住宅の候補地をシビアに選ぶ必要がないため、新規施設の展開が比較的容易であるという点が特徴であります。

② 訪問看護・介護サービス

ホスピス住宅に併設又は近設する訪問看護及び訪問介護事業所は、24時間必要なケアサービスを提供できる体制を整えております。訪問看護や訪問介護に従事する社員にとって、ホスピス住宅を一つのチームとして、組織として、24時間365日対応の在宅医療を実現することで、安心して働ける職場環境を整えております。特に難病患者の人生の最終段階においては、24時間の介護サービスが必要となることから、介護士にも、深い理解やスキルが要求されます。

(2) 在宅ホスピスサービスの提供

住み慣れた自宅での療養生活の継続を目的として、訪問看護を中心に、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業所、訪問介護、通所介護、24時間定期巡回・随時対応型訪問看護介護などを組み合わせた在宅ホスピスサービスを提供しております。

① 訪問看護

訪問看護サービスの対象者は医療的ケアを必要とする方であり、医師から指示書を受け取った看護師は看護計画を作成し、医療保険と介護保険による訪問看護サービスを提供しております。在宅支援診療所の医師と連携しますが、在宅療養のベースを作るのは看護師であり、ホスピス住宅と連携することで、組織的な働き方を可能としております。訪問看護事業所には、看護師の他、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士らリハビリ専門スタッフが所属しております。

② 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、地域包括ケアシステムの中で普及の期待が高いサービスとして、在宅看取り率を上げるために平成24年に厚生労働省が新たに創設した「複合型サービス」であり、平成27年に「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更された介護保険サービスであります。

当社グループにおける本サービスの利用者の多くは、人生の最終段階や重篤な疾病を抱えている方であり、ホスピス住宅との連携が欠かせません。本サービスは、訪問看護に併設して運営することで医療的ケアに対応し、「通い」「泊り」「訪問」の3つのサービスを組み合わせた包括的なケアを特長とするサービスであり、ホスピス住宅との親和性が高いサービスと考えております。また、「泊り」サービスを利用しながらの看取りにも対応しております。

③ 居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所ではケアマネージャーを配置しケアプランの作成を行っております。当社グループの利用者は、医療保険サービスと介護保険サービスの併用者が多く、難病患者においては障害者総合支援サービスまで利用している方も多く、非常に複雑なケアプランを作成する必要があります。

当社グループの在宅ホスピスサービスの実現には、ケアマネージャーが医療保険や介護保険、障害者総合支援を深く理解する必要があるため、当社グループではケアマネージャーの育成も行っております。その他、当社グループ外のケアマネージャーにケアプランの作成をお願いすることもあり、地域と連携して事業を行っております。

④ その他の介護保険サービス

上記以外の介護保険サービスとして、前述した訪問看護と親和性が高く、利用者に相乗的メリットを提供できる、訪問介護（訪問介護士が利用者宅を訪問し入浴や排せつ、調理、洗濯など日常生活の支援）、通所介護（利用者が介護施設に赴き入浴やリクリエーションなどのサービスの提供）、24時間定期巡回・随時対応型訪問看護介護（介護士と看護師の連携による、通常の定期的な訪問及び24時間の連絡体制のもとで提供する訪問介護及び訪問看護）を提供しております。

当社グループの訪問看護は、医療ニーズの高い利用者、末期がん患者、難病患者等であることから、利用者のニーズを考慮して、訪問介護や通所介護を、訪問看護と併設すること等によって、複数の介護サービスを組み合わせた一つのチームとしてケアサービスを提供しております。

また、上記(1)ホスピス住宅の提供と、(2)在宅ホスピスサービスの提供の形で展開する当社グループの在宅ホスピスの特長は次のとおりです。

[看護師を中核とする多職種チーム※によるターミナルケア]

当社グループの在宅ホスピスは、看護師を中核とした多職種チームによるケアサービスの提供が特長であり、医療的な症状コントロールは、医師と連携して看護師が中核になり行っております。当社グループのターミナルケアは、「人生の仕上げ支援」を目的としており、症状をコントロールしながら、残された時間をどう生きるのかをサポートしております。

また、訪問看護は24時間365日の対応を行うこと、訪問介護は医療的な処置である喀痰吸引を可能にしていること、ホスピス住宅については、食事サービスを提供したり、極力自立した生活を送れるよう全室トイレを設けたり、容態に応じてベッドの配置が変更できるレイアウトとする等、生活の持続性を高める機能を有していることも、当社グループの在宅ホスピスの特徴となっております。

※多職種チームとは、看護師を中核として、介護士、リハビリ療法士、調理師等の専門スタッフで構成されたケアサービスを提供するチームのこと。

[働きやすい環境の整備と専門看護師等によるケアサービスの提供]

訪問看護やホスピスは、看護師にとって働く場所の選択肢の一つではありますが、一人で訪問することへの不安、24時間対応を迫られること等の労働条件が就業への高いハードルとなっております。当社グループでは、多職種チームを編成し、それぞれの能力を補完し安心して働けるような組織を作り、福利厚生や教育・研修制度を充実させることで働きやすい環境の整備に努めております。

その結果、当社グループの看護師には、専門看護師や認定看護師等の資格保持者が複数在籍しており、その他にも、緩和ケア病棟などでの勤務実績を有する者や、難病看護師の資格保持者が在籍しており、これらの専門性に基づいたケアの提供を可能にしております。

[看護師以外の専門スタッフの存在]

看護師を中核としたケアサービスを提供するため、看護師の他、介護士、リハビリ療法士、調理師等の専門スタッフによるチームがホスピス住宅ごとに編成されており、看護師以外の専門スタッフが在籍していることも当社グループの特長です。

当社グループの介護士は、末期がんや難病への理解や知識を習得し、各種研修を受講して喀痰吸引や経管栄養を担当する等の業務スキルを求められるため、当社グループではこれらのスキルの習得をサポートしております。介護士は、ホスピス住宅における入居者の生活に看護師と同様又はそれ以上に密接に関わっており、ターミナルケアの提供には欠かせないチームの一員となっております。

当社グループが運営するホスピス施設数及び部屋数の推移は次のとおりです。なお、カイロス・アンド・カンパニー株式会社が運営するファミリー・ホスピスライブクロスは、平成28年10月よりカイロス東京株式会社が運営を承継しておりますが、カイロス東京株式会社は平成29年7月1日より連結の範囲に含まれていることから、平成29年12月期よりホスピス施設数及び部屋数に含めております。なお、カイロス東京株式会社は平成30年2月にカイロス・アンド・カンパニー株式会社に吸収合併され消滅しております。

[当社グループが運営するホスピス施設数の推移（単位：施設）]

会社名	平成25年 12月期末	平成26年 12月期末	平成27年 12月期末	平成28年 12月期末	平成29年 12月期末	平成31年 1月末日 現在
ナースコール株式会社	2	2	2	2	4	6
カイロス・アンド・カンパニー株式会社	—	1	1	2	4	6
合計	2	3	3	4	8	12

(注) 当社は、平成29年1月4日に単独株式移転によりナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。

[当社グループのホスピス部屋数の推移（単位：室）]

会社名	平成25年 12月期末	平成26年 12月期末	平成27年 12月期末	平成28年 12月期末	平成29年 12月期末	平成31年 1月末日 現在
ナースコール株式会社	62	62	62	62	112	175
カイロス・アンド・カンパニー株式会社	—	12	12	24	111	157
合計	62	74	74	86	223	332

(注) 当社は、平成29年1月4日に単独株式移転によりナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。

[当社グループが運営するホスピス施設（平成31年1月31日現在）]

ナースコール株式会社

名称	所在地	開設時期	室数 (室)	利用対象者
ナーシングホームJAPAN	名古屋市千種区	平成21年1月	26	がん、難病 他
ナーシングホームOASIS	名古屋市東区	平成25年9月	36	
ナーシングホームOASIS南	名古屋市南区	平成29年1月	34	
ナーシングホームOASIS北	名古屋市北区	平成29年5月	25	
ナーシングホームOASIS知立	愛知県知立市	平成30年2月	28	
ナーシングホームOASIS志賀公園	名古屋市北区	平成30年4月	26	

(注) ナーシングホームOASIS北は平成31年1月に9室増室をしております。

カイロス・アンド・カンパニー株式会社

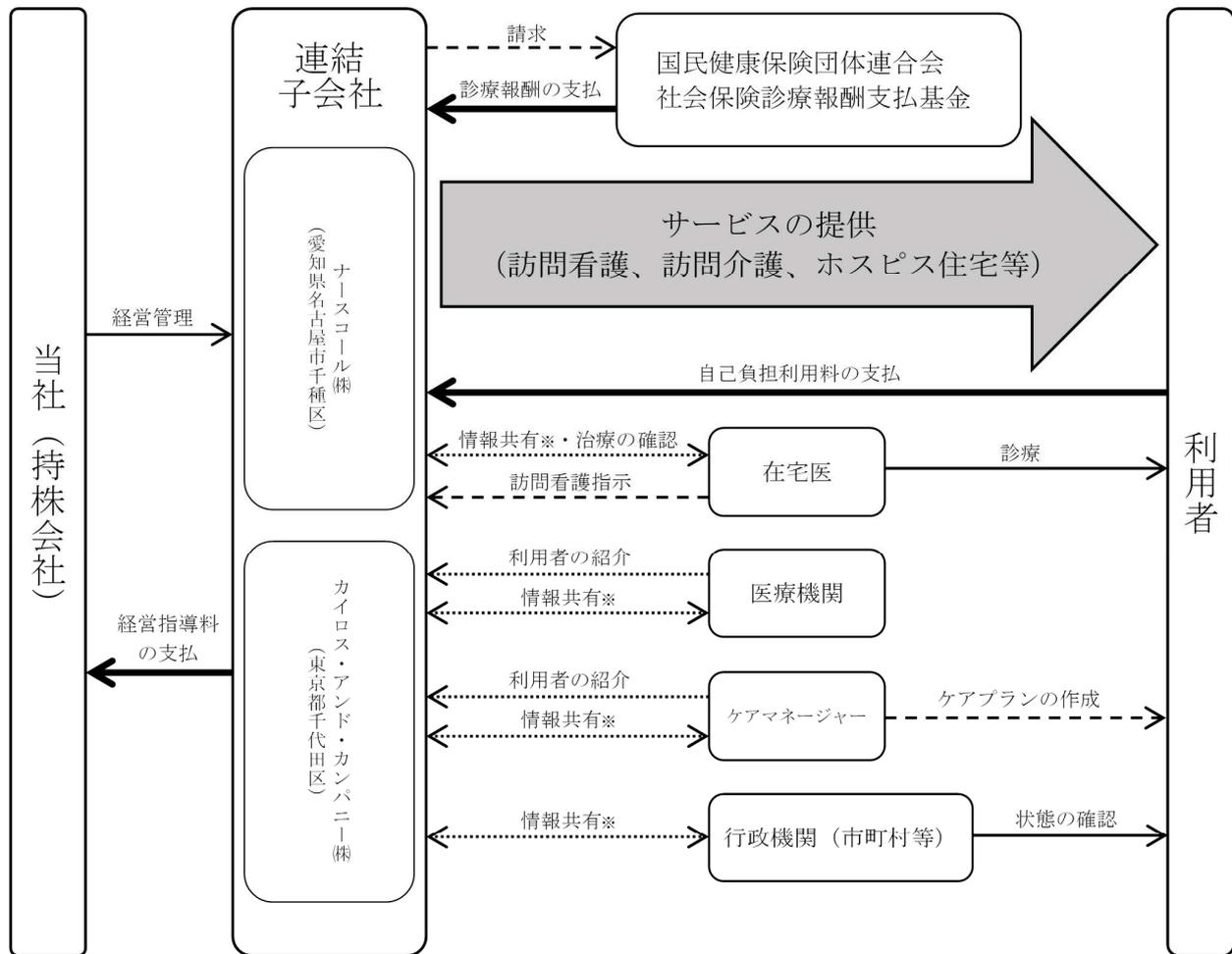
名称	所在地	開設時期	室数 (室)	利用対象者
ファミリー・ホスピス鴨宮ハウス	神奈川県小田原市	平成26年8月	12	がん、難病 他
ファミリー・ホスピス本郷台ハウス	横浜市栄区	平成28年10月	12	
ファミリー・ホスピスライブクロス	東京都府中市	平成28年10月	50	
ファミリー・ホスピス四之宮ハウス	神奈川県平塚市	平成29年4月	37	がん、難病、透析 他
ファミリー・ホスピス成瀬ハウス	東京都町田市	平成30年4月	20	がん、難病 他
ファミリー・ホスピス池上ハウス	東京都大田区	平成30年8月	26	

なお、当社グループの事業は、「在宅ホスピス事業」の単一セグメントとなっております。

また、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図を示すと以下のとおりとなります。



※ 当社グループでは、入居者の疾患等の状態について、在宅医、医療機関、ケアマネージャー、行政機関と情報共有を行っております。

- お金の流れ
- 行為 (動作)
- - - 書面の流れ
- 情報の流れ

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ナースコール株式会社 (注) 3、7	名古屋市千種区	62,500	在宅ホスピス事業	100.0	経営指導
カイロス・アンド・カンパニー株式会社 (注) 3、4、6、8	神奈川県足柄下郡 真鶴町	35,000	在宅ホスピス事業	100.0	経営指導 役員の兼任 1名
カイロス東京株式会社 (注) 3、5	東京都千代田区	100,000	在宅ホスピス事業	100.0	経営指導 役員の兼任 1名

(注) 1. 当社グループの報告セグメントは在宅ホスピス事業のみであるため、「主要な事業の内容」欄には、各会社の主要な事業を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 特定子会社であります。

4. カイロス・アンド・カンパニー株式会社は平成30年2月に本店を神奈川県小田原市から東京都千代田区へ移転しております。

5. 最近連結会計年度において当社の連結子会社であったカイロス東京株式会社は平成30年2月1日付でカイロス・アンド・カンパニー株式会社を吸収合併存続会社、カイロス東京株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったため、消滅しております。

6. カイロス・アンド・カンパニー株式会社は債務超過会社であり、債務超過額は264,569千円であります。

7. ナースコール株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	1,216,113千円
	(2) 経常利益	11,694千円
	(3) 当期純損失	6,013千円
	(4) 純資産額	41,435千円
	(5) 総資産額	1,695,703千円

8. カイロス・アンド・カンパニー株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	511,986千円
	(2) 経常損失	64,904千円
	(3) 当期純損失	65,454千円
	(4) 純資産額	△264,569千円
	(5) 総資産額	800,861千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成31年1月31日現在

事業部門の名称	従業員数（人）
在宅ホスピス事業	256 (174)
全社（共通）	50 (28)
合計	306 (202)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除いている。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 最近日までの1年間において従業員数が79名、臨時雇用者数は91名それぞれ増加しています。主な理由は、ホスピス施設4施設を新規開設したことによるものであります。
4. 当社グループは、在宅ホスピス事業のみの単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成31年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
9 (2)	42.7	0.84	4,535

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除いている。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 最近日までの1年間において従業員数が7名、臨時雇用者数は2名それぞれ増加しています。主な理由は、当社は平成29年1月4日設立であり、新規採用による管理部門の強化を図ったことによるものであります。
5. 当社は、当社グループの管理業務のみを行う単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は、平成29年1月4日に単独株式移転により、ナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。当連結会計年度が第1期となるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 業績

第1期連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、企業業績が改善し、そのことが雇用情勢や所得環境の改善に繋がり、全体として緩やかな回復基調が継続しております。一方で、新興国の景気下振れリスクや北朝鮮をめぐる地政学的なリスクの高まりなどによる国内経済への影響も懸念され、先行きの見通しは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの事業に関わる医療・看護・介護の環境につきましては、高齢者の増加と共に市場が拡大し需要が増加する一方で、社会保障費の抑制を目的として、病院を中心とした施設から在宅を中心とした医療へのシフトが進み、あわせて医療と介護の連携や地域単位でのケア等が促進されると予想されます。

このような状況の中、当社グループは「すべては笑顔のために ～ For The Smile ～」というコーポレートスローガンを掲げ、在宅での看取りを前提とした、在宅ホスピス事業を推進してまいりました。当連結会計年度においては、これまでの事業所に加えて平成29年1月に「ナーシングホームOASIS南（愛知県名古屋南区）」、平成29年4月に「ファミリー・ホスピス四之宮ハウス（神奈川県平塚市）」、平成29年5月に「ナーシングホームOASIS北（愛知県名古屋北区）」の3つのホスピス施設を新たに開設するとともに、平成29年7月には住宅型有料老人ホーム「ファミリー・ホスピスライブクロス（東京都府中市）」を運営するカイロス東京株式会社（東京都千代田区）を完全子会社化し、拠点の拡大を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、1,895,428千円となりました。また、利益に関しては、営業利益が49,728千円となったものの、支払利息等の営業外費用94,085千円を計上した結果、経常損失は40,821千円、親会社株主に帰属する当期純損失は60,490千円となりました。

なお、当社グループは、在宅ホスピス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第2期第3四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日）

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、個人消費にも持ち直しの動きや企業業績の持続的な改善が見られるものの、労働力不足が深刻化しつつあり、景気は緩やかな回復に留まっております。また、海外経済においては、米国では大規模減税の効果により、株価が史上最高値を更新する等、景気は好調を維持しており、中国をはじめとするアジア新興国の景気についても、依然として下振れリスクは存するものの、持ち直しの動きが継続するものと見込まれます。一方景気の先行きにつきましては、国内では、豪雨災害や大型台風による経済への影響が懸念される状況であり、海外においては、米通商政策の動向が世界経済に与える影響の不確実性を始め、同国の政策金利引き上げによる景気冷却懸念、北朝鮮および中東における政情不安等、予断を許さない状況での推移が予想されます。

当社グループの事業に関わる医療・看護・介護の環境につきましては、高齢者の増加と共に市場が拡大し需要が増加する一方で、社会保障費の抑制を目的として、病院を中心とした施設から在宅を中心とした医療へのシフトが進み、あわせて医療と介護の連携や地域単位でのケア等が促進されると予想されます。

このような状況の中、当社グループは「すべては笑顔のために ～ For The Smile ～」というコーポレートスローガンを掲げ、在宅での看取りを前提とした、在宅ホスピスの事業を推進してまいりました。当第3四半期連結累計期間においては、これまでの事業所に加えて、平成30年2月に「ナーシングホームOASIS知立（愛知県知立市）」、平成30年4月に「ナーシングホームOASIS志賀公園（愛知県名古屋市）」「ファミリー・ホスピス成瀬ハウス（東京都町田市）」、平成30年8月に「ファミリー・ホスピス池上ハウス（東京都大田区）」を新たに開設し、拠点の拡大を進めてまいりました。

また、当第3四半期連結累計期間において、ホスピス住宅施設の賃貸借契約の締結に際し、免責的債務引受契約を締結していることから、ホスピス住宅施設の賃借取引については通常の賃貸借取引として会計処理を行っております。なお、当連結会計年度以前に締結した免責的債務引受契約はありませんので、当連結会計年度以前に賃貸借契約を開始しているホスピス住宅施設については、所有権移転外ファイナンス・リース取引として通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

さらには、ファミリー・ホスピス池上ハウス（東京都大田区）について、従前の事業者からの施設の承継にあたり、当該介護事業者との間で運転資金等に関する負担金契約を締結しており、当該契約に基づき総額130,000千円の負担金を受領しております。当該負担金は、対象施設の開設に要する費用に相当するものであり、売上原価と対応する部分65,000千円を売上原価から控除することとし、それ以外の部分65,000千円を受取負担金として特

別利益に計上しております。なお、当第3四半期連結会計期間末において売上原価と相殺されていない24,293千円については、連結貸借対照表のその他流動負債に含めて表示しております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は、2,119,015千円となりました。また、利益に関しても、営業利益は160,198千円、経常利益は77,938千円となりました。さらに、特別利益65,000千円を計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は111,842千円となりました。

なお、当社グループは、在宅ホスピス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フロー

第1期連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、426,827千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は4,667千円となりました。これは主に、減価償却費56,229千円、のれん償却額55,872千円等があった一方で、税金等調整前当期純損失40,821千円、売上債権の増加額154,321千円が生じたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、獲得した資金は141,915千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出71,330千円、差入保証金の差入による支出27,036千円等があったものの、有形固定資産の売却による収入235,891千円が生じたことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は34,001千円となりました。これは主に、短期借入金の借入れによる収入78,300千円、長期借入金の借入れによる収入40,000千円、株式の発行による収入250,000千円があったものの、短期借入金の返済による支出130,000千円、長期借入金の返済による支出260,744千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社グループは、在宅ホスピス事業の単一セグメントであるため、地域別の販売実績を記載しております。

地域別	第1期連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	第2期第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)
中部地区 (千円)	1,216,113	1,194,600
関東地区 (千円)	679,315	924,414
合計 (千円)	1,895,428	2,119,015

(注) 1. 当社は平成29年1月4日に単独株式移転により、ナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。当連結会計年度が第1期となるため、前年同期比は記載していません。

2. 第1期連結会計年度及び第2期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第1期連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		第2期第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
愛知県国民健康保険団体連 合会	953,022	50.3	932,884	44.0
神奈川県国民健康保険団体 連合会	346,153	18.3	373,106	17.6
東京都国民健康保険団体連 合会	101,608	5.4	236,956	11.2

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本書提出日現在における経営方針、経営指標及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

1. ミッション

在宅ホスピスの研究と普及

2. ビジョン

年間1万人在宅看取り支援

3. コーポレートスローガン

すべては笑顔のために ～ For The Smile ～

(2) 経営戦略等

当社グループは、末期がんや難病患者等の「ターミナルケア」に特化したサービスを提供しており、在宅での「看取り」を含む同分野での先進的な事業モデルの構築と人材の育成に注力してまいりました。今後、同分野における社会的ニーズがより一層高まり続ける中で、短期的には、この先進事業モデルを愛知県及び関東地区に展開し、中長期的には日本全国への普及を目指すことを計画しております。

当社グループにおきましては、在宅ホスピス事業を中心とした、地域ニーズに即応しうる機動的な事業推進体制を構築し、更なる事業運営効率の向上、収益力の向上を図ってまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、持続的な成長による企業価値の向上を目的として、収益力を高め、経営の効率化を図るため、経常利益率を重要な経営指標と位置づけ、各経営課題の改善に取り組んでまいります。

また、当社グループは、ホスピス施設における提供可能室数及び月次入居率（月間延べ入居室数÷（提供可能室数×月間日数））を経営成績に影響を与える主要な経営指標として捉えております。

(4) 当社グループの対処すべき課題

① 事業展開に伴う課題

当社グループのサービスは高い専門性によるターミナルケアを特徴としているため、当社グループの事業を地域・行政機関・病院などの関係者に理解して頂き、浸透させていくことが重要と考えております。また、当社グループに共感を持って頂く複数の提携医との関係構築も同じく重要であり、今後の課題であると考えております。

② 人材の確保と社員育成

今後の事業展開を図る上で、看護師・介護士等の適時適切な採用及び配置が求められ、その中でも各ホスピス施設及び事業所の管理者クラスの人材確保が早急の課題となっております。

また、末期がんやALS（筋萎縮性側索硬化症）等の難病のケアには非常に高い専門性が求められることから、訪問看護・介護業務に関する経験の浅い看護師・介護士に対して、経験豊富なベテラン社員によるOJT（職場内実施研修）をはじめとした、個々人のスキルアップを図る施策を積極的に行ってまいります。

③ 内部管理体制の強化

質の高いサービスを提供するために社員1人1人の意識向上を図り、また安定的に事業を拡大するためには内部管理体制の更なる強化が不可欠であると考えております。そのために、内部統制体制を構築し、ガバナンスを強化するとともに、情報セキュリティ、労務管理、事故防止をはじめとするコンプライアンス体制の構築に取り組んでまいります。

④ 財務基盤の強化

安定的かつ継続的に当社グループのサービスを提供するため、財務の健全性の確保が不可欠であります。今後は、フリーキャッシュフローの確保と有利子負債の圧縮に取り組み、財務基盤の強化に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項には、以下のようなものがあります。また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業展開のための人員の確保について

当社グループは、在宅ホスピス事業を展開するにあたり、看護師及び介護士の積極的な採用を行い、組織体制の強化及び質の高いケアサービスを提供することで、医療機関等をはじめとした地域医療との連携を図っていく方針であります。

また、末期がんやALS等の難病のケアには、高い専門性が求められることから、訪問看護または訪問介護の経験の浅い看護師ならびに介護士でも安心して働けるように、ベテラン看護師ならびに介護士によるOJT制度による教育研修を行ってまいります。またそれと同時に、マネジメント研修など管理職に対する教育体制の充実を図り、安定した人員の確保に努めてまいります。しかし、今後、必要とする看護師及び介護士の採用及び確保できない場合、十分な研修等を実施できず、看護師及び介護士等の育成が困難となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 訪問看護及び訪問介護に関する法的規制について

① 訪問看護及び訪問介護の医療及び介護報酬に係るリスク

当社グループは、「医療保険制度」「介護保険制度」「障害者総合支援法」のそれぞれに基づく訪問看護及び訪問介護を行っております。このうち「医療保険制度」に基づく診療報酬は2年に1度、「介護保険制度」に基づく介護報酬は3年に1度の頻度で制度の改定が行われます。今後、診療報酬及び介護報酬の見直しにより、大幅な改定が行われた場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 訪問看護及び訪問介護等に必要な指定に係るリスク

当社グループは、訪問看護及び訪問介護を行うために「健康保険法」ならびに「介護保険法」に基づく、各サービス事業者の指定を各都道府県知事から受けております。それぞれの指定には、資格要件、人員要件、設備要件及び運営要件が規定されており、これらの規定に従って事業を運営しております。

当社グループでは、看護師・介護士等の有資格者の入退社や新規施設の開設に伴い、自治体等の基準の確認及び変更に必要な届け出を怠らないよう細心の注意を払って運営しており、本書提出日現在、事業運営の継続に支障を来すような状況は生じておりません。しかしながら、これらの基準を遵守できなかった場合や診療報酬及び介護報酬等の不正請求が認められた場合には、指定の取消又は停止等の処分を受けるおそれがあります。特に介護保険法に基づく各種指定について、当社グループ内のいずれかの会社が指定取消を受けた場合、当該会社において、指定取消から5年以内における新たな指定の取得及び介護サービス事業所としての更新が出来なくなります。その場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社各事業所が受けている指定は次のとおりです。

取得	所轄官庁	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消事由
当社 各事業所	厚生労働省 地方厚生局	指定訪問看護事業者	健康保険法の訪問看護事業	6年毎 の更新	健康保険法 第95条（指定訪問看護事業者の指定の取消し）
	都道府県又は 政令指定都市	指定訪問看護事業者	介護保険法の訪問看護事業		介護保険法 第77条（指定の取消し等）
	都道府県又は 政令指定都市	指定訪問介護事業者	介護保険法の訪問介護		介護保険法 第77条（指定の取消し等） 障害者総合支援法 第50条（指定の取消し等）
	都道府県又は 政令指定都市	指定居宅介護支援事業者	介護保険法の居宅介護支援		介護保険法 第77条（指定の取消し等）
	都道府県又は 政令指定都市	通所介護事業者	介護保険法の通所介護		介護保険法 第77条（指定の取消し等）
	都道府県又は 政令指定都市	看護小規模多機能型 居宅介護	介護保険法の看護小規模多 機能型居宅介護		介護保険法 第77条（指定の取消し等）

(3) 訴訟リスクについて

当社グループの看護師は、主治医の訪問看護指示書に基づいて訪問看護を行っており、訪問看護師はケアマネジャーの作成するケアプランに沿って訪問看護を行っております。また、当社グループでは、社内でのOJTによる研修をはじめとした教育研修の充実を図り、安全衛生管理に係る規程や各種の運営マニュアルを遵守することにより、事故防止や緊急事態の対応が出来るように取り組んでおります。

しかしながら、従業員の人為的なミスまたは不測の事態の発生等によって利用者の健康状態が悪化し、利用者、そのご家族または主治医等からの信頼が失われる等により訴訟が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報の漏洩について

当社グループは事業を運営するにあたり、利用者あるいはそのご家族の重要な個人情報を取り扱っております。当社グループは、「個人情報保護規程」を制定し、個人情報については厳重に管理する等、様々な情報漏洩防止対策を講じていますが、万が一情報が流出するなどして、当社の信用が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 風評等の影響について

当社グループの事業は、利用者やそのご家族に限らず、行政や医療機関等との連携によって円滑な運営が可能になっているものと考えております。当社グループでは、安定的かつ質の高いサービスを提供するために、技術的な研修を行うとともに、企業方針を浸透させるなどの教育を行っております。しかし、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社グループに関する不利益な情報や風評が広まった場合には、利用者、行政、医療機関等との関係が悪化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 利用者の逝去、退去等について

当社グループは、行政や医療機関等との連携によって、安定的な利用者の確保に努めており、当社グループのサービスは、高齢者の増加と共に市場が拡大し需要が増加している状況にあると認識しております。しかしながら、新規開設施設等において想定通り入居者が集まらない場合、ターミナルケアに特化した施設であることから、当社グループが想定する以上の入居者の逝去、退去等があった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 差入保証金の返還について

当社グループは、ホスピス施設又は事務所等を賃借する場合に、契約時に賃貸人に対し保証金を差し入れている場合があります。当該保証金は期間満了等による契約解消時に契約に従い返還されることになっておりますが、賃貸人の経済的破綻等によりその一部又は全額が回収できなくなる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 賃貸借契約に係る解約違約金について

当社グループは、ホスピス施設を保有するオーナーと賃貸借契約の締結に際し、株式会社ラ・アトレペイメントとの間で免責的債務引受契約を締結しております。平成30年1月以降に開設したホスピス住宅施設に関しては、免責的債務引受契約を締結し、ホスピス住宅施設に係る賃貸借契約の中途解約時の解約違約金支払義務の免責を図っておりますが、免責的債務引受契約を締結していないホスピス施設については、賃貸借契約に定められた期間満了日前に中途解約をした場合は、契約内容に従って多額の解約違約金の支払いが必要となります。何らかの理由によりホスピス施設の運営を中止し、多額の解約違約金を支払う場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定の取引先への依存について

当社グループは、3つのホスピス施設を株式会社ラ・アトレより賃借しており、同社のグループ会社であります株式会社ラ・アトレペイメントと4つのホスピス施設に関して免責的債務引受契約を締結しております。当社グループとこれらの特定の取引先とは、これまで長年にわたり緊密かつ良好な関係にあり、今後もこれまでの取引関係を維持・発展させていく方針であります。特定の取引先の経営方針や業績に著しい変化等が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 大規模な災害等の影響について

当社グループは、東京都、神奈川県及び愛知県にて事業展開を行っておりますが、大規模な地震、台風等の災害により、事業所建物や看護師、介護士及び利用者が損害を被った場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 有利子負債について

当連結会計年度末における有利子負債残高（リース債務を含む）は2,566,860千円、有利子負債依存度（リース債務を含む）は80.7%となっており、有利子負債依存度が高い状況となっております。そのため、金利水準が上昇した場合や、計画通りの資金調達が出来なかった場合には、支払利息が増加し、当社グループの事業展開のスピードが減速するなど、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは事業資金の調達を行うに際し、取引金融機関との間でシンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。本書提出日現在においては財務制限条項に抵触してはおりませんが、今後抵触した場合には、該当する借入金の一括返済及び契約解除となるおそれがあり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、財務制限条項の詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係) ※1 財務制限条項」に記載のとおりです。

(12) 特定経営者への依存について

当社の代表取締役社長である高橋正は、当社グループの経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として重要な役割を果たしております。取締役会や経営戦略会議等において、役員及び社員への情報共有や権限移譲を進める等、組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由で同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 新株予約権行使の影響について

当社は、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在これらの新株予約権による潜在株式数は1,150,000株であり、発行済株式総数7,094,000株の16.2%に相当しております。

(14) 配当政策について

当社グループは将来に向けた事業の拡大に向け、必要な人材の確保及び新規開設に係る設備投資等の先行投資を行うため、また迅速な経営に備えるために、内部留保の充実が重要であると認識しております。そのため、第1期の配当金については無配としております。しかしながら、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題の1つであることから、今後につきましては利益を確実に計上できる体制の確立を図ることによって財務体質の強化を行い、財政状態及び経営成績を勘案しながら、配当を実施していく方針であります。ただし、当社グループの業績が計画通り進展しない場合等、当社グループの業績が悪化した場合には、継続的に配当を行えない可能性があります。

(15) 利益剰余金のマイナスについて

当社グループの前連結会計年度末の利益剰余金は、平成29年1月4日付の株式移転前に、関係会社で発生した親会社株主に帰属する当期純損失の計上等により、△288,838千円となっております。当連結会計年度もグループで新たに4施設をオープン（うち1施設は買収）したことによる先行投資の影響から、親会社株主に帰属する当期純損失60,490千円を計上いたしました。その結果、当連結会計年度の利益剰余金は△349,328千円となりました。

当社グループは、利益を確実に計上していくことにより、利益剰余金のマイナスを早期に解消することを経営の最優先課題として認識しておりますが、事業の進捗が何らかの理由により進まない場合、解消までに時間を要する可能性があります。

(16) 税務上の繰越欠損金について

当社グループは平成29年12月期末日時点で、302,973千円の税務上の繰越欠損金を有しております。ナースコール株式会社については平成27年12月期以降、カイロス・アンド・カンパニー株式会社については平成25年11月期以降、カイロス東京株式会社については平成28年12月期以降に発生したものであります。なお、カイロス東京株式会社は平成30年2月にカイロス・アンド・カンパニー株式会社に吸収合併され、消滅しております。

今後、当社グループの業績が順調に推移し、課税所得が生じますと法人税等の税負担が軽減されます。しかしながら、将来において連結子会社の当該繰越欠損金が解消された以降は税負担が増加し、当社の当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 免責的債務引受契約

当社グループは、本書提出日現在においてホスピス住宅施設の賃貸借契約の締結に際し、免責的債務引受契約を以下のとおり締結しております。免責的債務引受契約は、ホスピス住宅施設に係る賃貸借契約の中途解約時の解約違約金支払義務の免責を目的としたものであります。

したがって、当該契約を締結したホスピス住宅施設の賃借取引については、通常の賃貸借取引として会計処理を行っております。ただし、当連結会計年度以前に締結した免責的債務引受契約はありませんので、当連結会計年度以前に賃貸借契約を開始しているホスピス住宅施設については、所有権移転外ファイナンス・リース取引として通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

当該契約の主な内容は次のとおりです。

契約締結日	契約締結先	契約期間	対象施設
平成30年1月1日	株式会社ラ・アトレペイメント(※)	平成30年1月1日 ～平成60年6月30日	ナーシングホームOASIS知立
平成30年3月1日	株式会社ラ・アトレペイメント(※)	平成30年3月16日 ～平成60年3月15日	ファミリー・ホスピス成瀬ハウス
平成30年4月1日	株式会社ラ・アトレペイメント(※)	平成30年4月1日 ～平成44年10月31日	ナーシングホームOASIS志賀公園
平成30年7月16日	株式会社ラ・アトレペイメント(※)	平成30年7月16日 ～平成60年4月30日	ファミリー・ホスピス池上ハウス

※ 株式会社ラ・アトレペイメントの会社概要

代表者氏名 : 代表取締役 脇田 栄一
所在地 : 東京都港区海岸1丁目9番18号
事業内容 : 信用購入あっせん事業
資本金 : 2,000万円
設立 : 平成29年1月13日

(2) 連結子会社の吸収合併

カイロス・アンド・カンパニー株式会社は平成29年12月18日の臨時株主総会において、カイロス東京株式会社を吸収合併することを決議し、同社との間で、平成29年12月4日付で合併契約を締結し、平成30年2月1日付で吸収合併いたしました。

合併の概要は以下のとおりです。

1. 本吸収合併の目的

経営資源の最適配置により、事業展開の拡大を図ることを目的としております。

2. 本吸収合併の条件等

(1) 本吸収合併の方法

カイロス・アンド・カンパニー株式会社を存続会社、カイロス東京株式会社を消滅会社とする吸収合併

(2) 引継資産・負債の状況

吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社であるカイロス東京株式会社の一切の資産、負債及び権利義務は、吸収合併存続会社であるカイロス・アンド・カンパニー株式会社に引き継いでおります。

3. 本吸収合併に係る割当ての内容

本吸収合併は、当社の完全子会社であるカイロス・アンド・カンパニー株式会社とカイロス東京との間で行うものであることから、無対価合併とし、株式その他金銭等の割当て及び交付は行いません。

4. 本吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の資本金・事業の内容等

	吸収合併存続会社
商号	カイロス・アンド・カンパニー株式会社
所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
代表者の氏名	代表取締役 宮地 宗男
資本金の額	35,000千円
事業の内容	関東地区における末期がんや難病患者等の「ターミナルケア」に特化したサービスの提供

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当社は平成29年1月4日に単独株式移転により、ナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。当連結会計年度が第1期となるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者により一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行ってまいります。見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。この連結財務諸表の作成にあたって重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

① 財政状態の分析

第1期連結会計年度(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)

(資産)

当連結会計年度末における資産は3,177,110千円となりました。その内訳は、流動資産806,833千円、有形固定資産1,561,429千円、無形固定資産678,751千円、投資その他の資産130,095千円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債は2,962,865千円となりました。その内訳は、流動負債559,778千円、固定負債2,403,087千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は214,244千円となりました。その要因は、親会社株主に帰属する当期純損失60,490千円を計上した一方で、株式交換によりカイロス東京株式会社を取得したこと及び第三者割当増資を実施したことによるものであります。

第2期第3四半期連結累計期間(自平成30年1月1日至平成30年9月30日)

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は、912,060千円(前連結会計年度末806,833千円)となり、前連結会計年度末に比べ105,226千円増加しました。その主な要因は、売掛金が増加したことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末における固定資産は、2,391,555千円となり(前連結会計年度末2,370,276千円)、前連結会計年度末に比べ21,278千円増加しました。その主な要因は、有形固定資産及びのれんを償却した一方で、有形固定資産の購入により有形固定資産が増加したことによるものであります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は、533,145千円(前連結会計年度末559,778千円)となり、前連結会計年度末に比べ26,633千円減少しました。その主な要因は、短期借入金の長期借入金への借換や、短期借入金の返済により短期借入金が減少したことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末における固定負債の残高は、2,444,383千円(前連結会計年度末2,403,087千円)となっており、前連結会計年度末に比べて41,296千円増加しました。その主な要因は、短期借入金の長期借入金への借換等を実施したことにより、長期借入金が増加したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、326,086千円(前連結会計年度末214,244千円)となり、前連結会計年度末に比べ111,842千円増加しました。その主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益を計上したことにより利益剰余金が増加したことによるものであります。

② 経営成績の分析

第1期連結会計年度(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)

(売上高)

当連結会計年度における売上高の合計は1,895,428千円となりました。これは主に、3つの新規ホスピス施設をオープンさせたこと、及びカイロス東京株式会社を連結グループに加えたことにより、当社グループのホスピス施設における提供可能室数が137室増加し、合計223室となったこと、既存のホスピス施設の入居率が向上したことによるものであります。

(売上原価)

当連結会計年度における売上原価の合計は1,543,815千円となりました。これは主に新規ホスピス施設に係る開設準備費用、新規ホスピス施設のオープンにより看護師・介護士が増加したことによる労務費の増加等によるものであります。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費の合計は301,884千円となりました。また売上高に対する割合は15.9%となりました。これは主に事業拡大に伴う人件費等の増加によるものであります。

(経常損失)

当連結会計年度における営業外収益は3,535千円となりました。

当連結会計年度における営業外費用は94,085千円となりました。これは主に支払利息の増加によるものであります。

この結果、当連結会計年度における経常損失は40,821千円となりました。

(税金等調整前当期純損失)

当連結会計年度における税金等調整前当期純損失は40,821千円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損失)

当連結会計年度における法人税等の合計は19,668千円となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純損失は60,490千円となりました。

第2期第3四半期連結累計期間(自平成30年1月1日至平成30年9月30日)

(売上高)

当第3四半期連結累計期間における売上高の合計は2,119,015千円となりました。これは主に、4つの新規ホスピス施設をオープンさせたことにより、当社グループのホスピス施設における提供可能室数が100室増加し、合計323室となったこと、既存のホスピス施設の入居率が向上したことによるものであります。

(売上原価)

当第3四半期連結累計期間における売上原価の合計は1,707,395千円となりました。これは主に新規ホスピス施設に係る開設準備費用、新規ホスピス施設のオープンにより看護師・介護士が増加したことによる労務費の増加等によるものであります。

(販売費及び一般管理費)

当第3四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費の合計は251,421千円となりました。また売上高に対する割合は11.9%となりました。これは主に当社グループが運営するホスピス住宅の増加に伴う売上高の増加によるものであります。

(経常利益)

当第3四半期連結累計期間における営業外収益は1,248千円となりました。

当第3四半期連結累計期間における営業外費用は83,508千円となりました。これは支払利息の増加によるものであります。

この結果、当第3四半期連結累計期間における経常利益は77,938千円となりました。

(税金等調整前四半期純利益)

当第3四半期連結累計期間における税金等調整前四半期純利益は142,938千円となりました。

(親会社株主に帰属する四半期純利益)

当第3四半期連結累計期間における法人税等の合計は31,096千円となりました。

この結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は111,842千円となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、在宅ホスピス事業を展開するにあたり、組織体制の強化及び質の高いケアサービスを提供することで、医療機関等をはじめとした地域医療との連携を図っていく方針であります。必要とする看護師及び介護士の採用及び十分な人数の確保ができない場合又は十分な研修等を実施できない場合には、当社グループの経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があると考えております。

また、従業員の人為的なミス又は不測の事態の発生等による訴訟が生じた場合、個人情報の流出等により当社の信用が著しく低下した場合に、経営成績に重要な影響を与えると考えております。

この対応策として、看護師及び介護士の積極的な採用を行い、研修等を通じて経営理念を浸透させるとともに、質の高いホスピスサービスを提供するよう従業員に対する指導、教育体制の充実を図っております。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、従業員の給与及び手当のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金を基本としており、設備投資や長期運転資金につきましては、金融機関からの長期借入やリースによる調達を基本としております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債の残高（リース債務を含む）は2,566,860千円、有利子負債比率（リース債務を含む比率）は80.7%と高い水準にありますが、事業運営上、必要な資金を安定的に確保していると認識しております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は426,827千円となっており、事業運営上、必要な流動性を確保していると認識しております。

(5) 主要な経営指標等の状況

当社グループは、ホスピス施設における提供可能室数及び月次入居率（年間延べ入居室数÷（提供可能室数×年間日数））を経営成績に影響を与える主要な経営指標として捉えております。

平成29年12月期においては、当社グループのホスピス施設における提供可能室数は、223室（平成28年12月期は86室）となり、3つのホスピス施設を開設し、カイロス東京株式会社を連結グループに加えた結果、合計137室が増加しました。

平成29年12月期における既存のホスピス施設（平成28年12月期以前に開設したホスピス施設）の年平均入居率（年間延べ入居室数 ÷（提供可能室数 × 年間日数））は86.7%であり、平成28年12月期における同施設の年平均入居率85.7%を上回っております。

また、新規のホスピス施設（平成29年12月期以降に開設した新規のホスピス施設）の年平均入居率は65.9%となりました。当社グループのホスピス施設は、開設後に順次利用者を受け入れていく運営方法を採用しているため、開設の初年度は年平均入居率が低くなります。

なお、当社は平成29年1月4日に単独株式移転によりナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。平成28年12月期はナースコール株式会社を親会社とする連結グループの数値を記載しております。

それぞれの経営指標の具体的な推移は次のとおりです。

提供可能室数の推移

	平成28年12月期	平成29年12月期	平成30年12月期 (参考情報)
提供可能室数（室）	86	223	323

(注) 提供可能室数は各期末時点における数値を記載しております。

年平均入居率の推移

(単位：%)

施設名称	開設時期	室数 (室)	平成28年 12月期	平成29年 12月期	平成30年 12月期 (参考情報)
ナーシングホームJAPAN	平成21年1月	26	86.4	90.4	88.6
ナーシングホームOASIS	平成25年9月	36	89.9	82.9	82.0
ナーシングホームOASIS南	平成29年1月	34	—	55.5	77.9
ナーシングホームOASIS北	平成29年5月	16	—	70.2	90.0
ナーシングホームOASIS知立	平成30年2月	28	—	—	60.8
ナーシングホームOASIS志賀公園	平成30年4月	26	—	—	71.2
ファミリー・ホスピス鴨宮ハウス	平成26年8月	12	71.9	91.9	96.9
ファミリー・ホスピス本郷台ハウス	平成28年10月	12	46.8	85.0	95.8
ファミリー・ホスピスライブクロス (注) 4	平成28年10月	50	—	92.6	94.2
ファミリー・ホスピス四之宮ハウス	平成29年4月	37	—	52.9	88.6
ファミリー・ホスピス成瀬ハウス	平成30年4月	20	—	—	49.9
ファミリー・ホスピス池上ハウス	平成30年8月	26	—	—	61.9

(注) 1. 室数は平成30年12月期末における数値を記載しております。

2. 年平均入居率は下記の方法により算出しております。

$$\text{年平均入居率} = \text{年間延べ入居室数} \div (\text{提供可能室数} \times \text{年間日数})$$

3. 新規のホスピス施設は、開設後に段階的に利用者を受け入れることにより運営を行っているため、開設初年度においては入居率が低くなる傾向があります。

4. ファミリー・ホスピスライブクロスは、平成28年10月よりカイロス東京株式会社が運営を承継しておりますが、カイロス東京株式会社は平成29年7月1日より連結の範囲に含んでおりますので、平成29年7月1日以降の数値を記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第1期連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当連結会計年度における設備投資の総額は、77,873千円（差入保証金を含んでおります。）であります。

その主なものは、新たに運営を開始した3つのホスピス施設に伴うもの及び、今後新たに新規開設を予定しているホスピス施設に係るものであります。当連結会計年度における新規開設の状況は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

事業所名	所在地	事業の名称	区分	室数	開業日
ナーシングホームOASIS南	名古屋市南区	在宅ホスピス事業	新規開設	34室	平成29年1月
ナーシングホームOASIS北	名古屋市北区	在宅ホスピス事業	新規開設	16室	平成29年5月
ナーシングホームOASIS知立	愛知県知立市	在宅ホスピス事業	新規開設	28室	平成30年2月
ファミリー・ホスピス四之宮ハウス	神奈川県平塚市	在宅ホスピス事業	新規開設	37室	平成29年4月

第2期第3四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日）

当第3四半期連結累計期間における設備投資の総額は、142,494千円（差入保証金を含んでおります。）であります。

その主なものは、新たに運営を開始した4つのホスピス施設に伴うものであります。当第3四半期連結累計期間における新規開設の状況は次のとおりであります。なお、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

事業所名	所在地	事業の名称	区分	室数	開業日
ナーシングホームOASIS知立	愛知県知立市	在宅ホスピス事業	新規開設	28室	平成30年2月
ナーシングホームOASIS志賀公園	名古屋市北区	在宅ホスピス事業	新規開設	26室	平成30年4月
ファミリー・ホスピス成瀬ハウス	東京都町田市	在宅ホスピス事業	新規開設	20室	平成30年4月
ファミリー・ホスピス池上ハウス	東京都大田区	在宅ホスピス事業	新規開設	26室	平成30年8月

当社グループは、在宅ホスピス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

該当ありません。

(2) 国内子会社

当社グループは在宅ホスピス事業のみの単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

平成29年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	リース 資産	その他	合計	
ナースコール 株式会社	千種事務所 (名古屋市千種区)	本社兼事業 所	1,260	—	—	373	1,634	19 (4)
	尾頭橋事務所 (名古屋市中川区)	事業所	506	0	—	—	506	10 (2)
	徳川事務所 (名古屋市東区)	事業所	—	—	—	912	912	2
	ナーシングホームJAPAN (名古屋市千種区)	ホスピス施 設	3,404	39	149,069	317	152,831	24 (5)
	ナーシングホームOASIS (名古屋市東区)	ホスピス施 設	1,890	352	218,472	11,485	232,200	34 (7)
	ナーシングホームOASIS南 (名古屋市南区)	ホスピス施 設	4,591	247	232,568	—	237,407	29 (6)
	ナーシングホームOASIS北 (名古屋市北区)	ホスピス施 設	2,197	—	—	—	2,197	18 (4)
	ナーシングホームOASIS知立 (愛知県知立市)	ホスピス施 設	—	—	—	—	—	5 (1)
カイロス・ア ンド・カンパ ニー株式会社	本社 (神奈川県小田原市)	本社	—	135	—	—	135	3 (1)
	ファミリー・ホスピス鴨宮 ハウス (神奈川県小田原市)	ホスピス設 備	—	—	192,289	—	192,289	17 (9)
	ファミリー・ホスピス本郷 台ハウス (横浜市栄区)	ホスピス設 備	—	—	196,838	—	196,838	25 (13)
	ファミリー・ホスピス四之 宮ハウス (神奈川県平塚市)	ホスピス設 備	309	4,034	197,032	15,446	216,823	13 (7)
カイロス東京 株式会社	ファミリー・ホスピスライ ブクロス (東京都府中市)	ホスピス設 備	3,036	—	302,833	3,363	309,233	26 (9)

(注) 1. 上記の金額は消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3. 尾頭橋事務所は継続するメリットが薄れたことによる合理化のため、平成30年3月に閉鎖しました。

4. カイロス東京株式会社は平成30年2月にカイロス・アンド・カンパニー株式会社を吸収合併存続会社、カイロス東京株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったため、消滅しております。

5. カイロス・アンド・カンパニー株式会社は平成30年2月に本社を神奈川県小田原市から東京都千代田区へ移転しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成31年1月31日現在）

当社グループの設備投資計画につきましては、営業基盤の強化とサービス体制の充実を目的に、投資効率とキャッシュ・フローの動向を検討して策定しております。設備投資計画は原則として連結会社各社が個別に策定し、当社と調整の上、実施しております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

当社グループは在宅ホスピス事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年 月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
ナースコー ール株式 会社	新設ホスピス施設・ 名称未定 (名古屋市天白区)	工具、器具 及び備品	30,000	—	自己資金	平成31年 10月	平成31年 11月	28室 (注) 2
カイロ ス・アン ド・カン パニー株 式会社	ファミリー・ホスピ ス東林間ハウス (相 模原市南区)	工具、器具 及び備品	30,000	—	自己資金	平成31年 3月	平成31年 4月	28室 (注) 2
	新規ホスピス施設・ 名称未定 (神奈川県藤沢市)	工具、器具 及び備品	30,000	—	自己資金	平成32年 1月	平成32年 3月	28室 (注) 2
	新規ホスピス施設・ 名称未定 (神奈川県茅ヶ崎 市)	工具、器具 及び備品	30,000	—	自己資金	平成32年 3月	平成32年 5月	28室 (注) 2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 本書提出日現在における計画数値であります。

(2) 重要な改修

当社グループは在宅ホスピス事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年 月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
カイロ ス・アン ド・カン パニー株 式会社	ファミリー・ホスピ ス池上ハウス (東京都大田区)	建物及び構 築物 工具、器具 及び備品	40,000	—	自己 資金	平成31年 2月	平成31年 3月	26室 (注) 2
	ファミリー・ホスピ ス鴨宮ハウス (神奈川県小田原市)	建物及び構 築物 工具、器具 及び備品	10,000	—	自己 資金	平成32年 1月	平成32年 2月	12室 (注) 3

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. ファミリー・ホスピス池上ハウスについては、26室を増室し、合計52室での運営を計画しております。
3. ファミリー・ホスピス鴨宮ハウスについては、12室を増室し、合計24室での運営を計画しております。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	28,000,000
計	28,000,000

(注) 平成30年11月22日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、発行可能株式総数は15,240株増加し、28,000株となっております。また、平成31年1月31日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、発行可能株式総数は27,972,000株増加し、28,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,094,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は、100株であります。
計	7,094,000	—	—

(注) 1. 平成31年1月14日開催の取締役会決議に基づき、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は7,086,906株増加し、7,094,000株となっております。

2. 平成31年1月31日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成31年1月31日)
新株予約権の数(個)	200	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200 (注) 1	200,000 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000 (注) 2	250 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成31年1月1日から 平成38年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 256,800 資本組入額 128,400	発行価格 257 (注) 3 資本組入額 129 (注) 3
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、平成30年12月期から平成34年12月期までのいずれかの期の営業利益(監査済みの損益計算書(連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書)に基づくものとする。)が310百万円を超過した場合、権利行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成31年1月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件（注5）に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件（注5）に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

4. 当社は、平成29年1月4日に単独株式移転によりナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。上記は、ナースコール株式会社の平成28年6月6日開催の臨時株主総会における特別決議及び平成28年6月13日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権であり、平成29年1月4日付の単独株式移転によりナースコール株式会社第1回新株予約権者に対して割当交付されたものであります。

5. 条件は次の通りです。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)5(1)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、6,800円にて有償発行しております。

第2回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成31年1月31日)
新株予約権の数(個)	100	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100 (注) 1	100,000 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000 (注) 2	250 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成30年6月14日から 平成38年6月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000	発行価格 250 (注) 3 資本組入額 125 (注) 3
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成31年1月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件（注5）に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件（注5）に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

4. 当社は、平成29年1月4日に単独株式移転によりナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。上記は、ナースコール株式会社の平成28年6月6日開催の臨時株主総会における特別決議及び平成28年6月13日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権であり、平成29年1月4日付の単独株式移転によりナースコール株式会社第2回新株予約権者に対して割当交付されたものであります。

5. 条件は次の通りです。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）5（1）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第3回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成31年1月31日)
新株予約権の数(個)	440	440
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	440 (注) 1	440,000 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500,000 (注) 2	500 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成33年1月1日から 平成39年12月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 510,015 資本組入額 255,008	発行価格 511 (注) 3 資本組入額 256 (注) 3
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、平成32年12月期から平成35年12月期までのいずれかの期の営業利益(監査済みの損益計算書(連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書)に基づくものとする。)が1,000百万円を超過した場合、権利行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成31年1月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件（注4）に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件（注4）に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

4. 条件は次の通りです。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)4(1)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、10,015円にて有償発行しております。

第4回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成31年1月31日)
新株予約権の数(個)	410	410
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	410 (注) 1	410,000 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500,000 (注) 2	500 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成31年12月15日から 平成39年12月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500,000 資本組入額 250,000	発行価格 500 (注) 3 資本組入額 250 (注) 3
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成31年1月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件（注4）に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件（注4）に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

4. 条件は次の通りです。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）4（1）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成29年1月4日 (注) 1	5,834	5,834	100,000	100,000	10,000	10,000
平成29年7月1日 (注) 2	760	6,594	—	100,000	—	10,000
平成29年12月22日 (注) 3	500	7,094	160,000	260,000	90,000	100,000
平成29年12月22日 (注) 4	—	7,094	△160,000	100,000	—	100,000
平成31年1月31日 (注) 5	7,086,906	7,094,000	—	100,000	—	100,000

- (注) 1. 平成29年1月4日付の単独株式移転によりナースコール株式会社の完全親会社として、当社が設立されたことによるものであります。
2. カイロス東京株式会社の株式を株式交換により100%取得したことによるものであります。なお、カイロス東京株式会社は、平成30年2月1日付のカイロス・アンド・カンパニー株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。
3. 有償第三者割当によるものであります。
発行価格 500千円 資本組入額 320千円
主な割当先 J-S T A R 二号投資事業有限責任組合、MIDWEST MINATO, L.P. 、
Pacific Minato II, L.P.
4. 資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的とした、平成29年11月14日の臨時株主総会の決議に基づく、株式数の変更を行わない無償減資 (61.5%減資) による資本金の減少であります。
5. 平成31年1月14日開催の取締役会決議に基づき、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成31年1月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	2	—	1	4	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	40,080	28,860	—	2,000	70,940	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	56.50	40.68	—	2.82	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成31年1月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,094,000	70,940	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,094,000	—	—
総株主の議決権	—	70,940	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度の内容は、次の通りであります。

① 第1回新株予約権

会社法に基づき、平成28年6月6日開催の臨時株主総会決議における特別決議並びに平成28年6月13日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年6月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

- (注) 1. 当該新株予約権は、ナースコール株式会社の平成28年6月6日開催の臨時株主総会における特別決議並びに平成28年6月13日開催の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権であり、平成29年1月4日付の単独株式移転によりナースコール株式会社第1回新株予約権者に対し割当交付されております。
2. 付与対象者の区分及び人数は、平成29年1月4日の単独株式移転により当社が設立された日時点のものであります。

② 第2回新株予約権

会社法に基づき、平成28年6月6日開催の臨時株主総会決議における特別決議並びに平成28年6月13日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年6月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 1 当社の従業員 1 当社子会社の取締役 1 当社子会社の従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

- (注) 1. 当該新株予約権は、ナースコール株式会社の平成28年6月6日開催の臨時株主総会における特別決議並びに平成28年6月13日開催の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権であり、平成29年1月4日付の単独株式移転によりナースコール株式会社第2回新株予約権者に対し割当交付されております。
2. 付与対象者の区分及び人数は、平成29年1月4日の単独株式移転により当社が設立された日時点のものであります。

③ 第3回新株予約権

会社法に基づき平成29年12月11日開催の臨時株主総会における特別決議並びに平成29年12月14日開催の取締役会における決議に基づくものであります。

決議年月日	平成29年12月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 3 当社の監査役 1 当社子会社の取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

④ 第4回新株予約権

会社法に基づき平成29年12月11日開催の臨時株主総会における特別決議並びに平成29年12月14日開催の取締役会における決議に基づくものであります。

決議年月日	平成29年12月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 3 当社の従業員 1 当社子会社の取締役 2 当社子会社の従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は将来に向けた事業の拡大に向け、必要な人材の確保及び新規開設に係る設備投資等の先行投資を行うため、また迅速な経営に備えるために、内部留保の充実が重要であると認識しております。そのため、第1期の配当金については無配としております。しかしながら、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題の1つであることから、今後につきましては利益を確実に計上できる体制の確立を図ることによって財務体質の強化を行い、財政状態及び経営成績を勘案しながら、配当を実施していく方針であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、決定機関は株主総会であります。なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	高橋 正	昭和37年1月21日生	昭和59年4月 三宿工房入所 昭和62年8月 坂倉建築研究所入所 平成3年5月 マニフィールド株式会社 取締役就任 平成3年8月 株式会社丸山工務所 入社 平成8年10月 株式会社ラウンズ 取締役就任 平成20年8月 株式会社ユーミーケア 代表取締役就任 平成23年12月 オン・アンド・オン株式会社 (現・カイロス・アンド・カンパニー株式会社) 代表取締役就任 平成26年8月 ナースコール株式会社 代表取締役就任 平成29年1月 当社代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	200,000
常務取締役	管理本部長	加藤 晋一郎	昭和49年9月24日生	平成10年10月 太田昭和監査法人 (現・EY新日本有限責任監査法人) 入所 平成18年4月 Avantec Vascular Corp. CEO 平成22年4月 グッドマン株式会社入社 執行役員 平成25年7月 Reed Exhibition Japan Ltd. CFO 平成27年9月 ナースコール株式会社入社 執行役員管理本部長 平成28年3月 同社取締役就任 常務執行役員管理本部長 平成29年1月 当社常務取締役就任 管理本部長 (現任)	(注) 3	—
取締役	内部監査室長	稲津 隆夫	昭和35年7月12日生	昭和59年4月 株式会社グリーンハウス入社 平成3年3月 株式会社MMPG総研入社 主任研究員 平成11年9月 株式会社メタボリック 常務取締役就任 平成15年7月 医療法人社団祥和会入職 事務長 平成20年4月 株式会社ジャパンケアサービス入社 管理本部長 平成23年6月 株式会社ジャパンケアサービスグループ 常勤監査役就任 平成25年4月 株式会社ジャパンケアブレーション 代表取締役就任 平成27年7月 ナースコール株式会社入社 経営企画本部長 平成28年1月 同社執行役員就任 経営企画本部長 平成29年1月 当社取締役就任 事業企画室長 平成29年8月 当社取締役就任 内部監査室長 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	事業開発室長	洪 雄吾	昭和47年5月11日生	平成7年4月 株式会社G0スペースデザインオフィス 入社 平成10年9月 株式会社PDC 入社 平成13年9月 株式会社日本エル・シー・ユー 入社 平成16年6月 株式会社ケア・リンク 取締役開発本部長就任 平成17年6月 同社 取締役就任 運営本部長 平成18年10月 株式会社エヌ・ビー・ラボ設立 常務取締役就任 管理本部長 平成24年10月 同社常務取締役就任 運営本部長 平成26年6月 HITOWAケアサービス株式会社 入社 平成28年5月 同社取締役就任 平成29年5月 同社取締役就任 開発部長 平成30年10月 当社取締役就任 事業開発室長（現任）	(注) 3	—
取締役	—	荒川 暁	昭和49年10月31日生	平成11年4月 株式会社野村総合研究所入社 平成19年11月 J-STAR株式会社入社（現任） 平成26年8月 ナースコール株式会社 取締役就任 平成29年1月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—
取締役	—	梅田 恵	昭和40年5月8日生	昭和62年4月 淀川キリスト教病院入職 平成6年4月 昭和大学病院入職 平成16年9月 聖路加看護大学臨床教授就任 平成18年9月 オフィス梅田開設 代表就任 平成21年4月 株式会社緩和ケアパートナーズ設立 代表取締役就任 平成26年11月 昭和大学大学院保健医療学研究科 教授就任（現任） 平成29年4月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	—	本田 凜太郎	昭和22年3月6日生	昭和45年4月 京セラ株式会社入社 昭和61年9月 テンプスタッフ株式会社入社 昭和63年6月 同社取締役就任 平成6年4月 株式会社ニチイ学館入社 平成6年6月 同社取締役就任 平成16年8月 株式会社シグマスタッフ 代表取締役就任 平成18年6月 株式会社ヒューマントラスト 代表取締役就任 平成21年10月 ニスコムビジネスサポート株式会社（現・エボルパビジネスサポート株式会社）代表取締役就任 平成24年10月 カイロス・アンド・カンパニー株式会社 取締役就任 平成26年6月 エン・ジャパン株式会社 非常勤監査役就任 平成28年8月 職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会 理事就任（現任） 平成29年1月 当社常勤監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	—	林 高史	昭和41年10月27日生	平成3年10月 中央新光監査法人入所 平成9年1月 株式会社ジャフコ入社 平成17年3月 林公認会計士事務所開設（現任） 平成29年1月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	—	加藤 由美	昭和50年3月13日生	平成9年4月 株式会社ユーラシア旅行社入社 平成12年5月 テンプスタッフ株式会社入社 平成22年8月 弁護士登録 アレグレット法律事務所入所（現任） 平成30年3月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
計						200,000

(注) 1. 取締役荒川暁、梅田恵は、社外取締役であります。

2. 監査役林高史、加藤由美は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成30年11月22日開催の臨時株主総会終結時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成30年11月22日開催の臨時株主総会終結時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、平成31年3月29日開催予定の定時株主総会の選任議案として、平成31年1月21日開催の取締役会において、三重野真氏を取締役候補者とする決議を行いました。取締役候補者三重野真氏の略歴は次のとおりです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴
取締役	—	三重野 真	昭和39年10月31日生	昭和62年4月 セコム株式会社入社 平成15年9月 ベジフルーツ株式会社（セコム株式会社の100%子会社） 代表取締役就任 平成17年4月 株式会社荒井商店（セコム株式会社の100%子会社） 取締役シニア事業本部長就任 株式会社アライブメディケア（株式会社荒井商店の100%子会社）専務取締役就任

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

取締役の業務執行の適正性につき、監査役による会計監査と業務監査などを適時実施しております。監査役会は月1回以上開催され、監査役は基本的に社外出身者から構成されております。あわせて社外取締役を置くことで、取締役会のガバナンスを強化しております。

① 企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要

当社グループは、会社法に規定する機関として取締役会、監査役会、会計監査人を設置するとともに、当社グループの事業方針を決定する経営戦略会議を毎月1回以上開催しております。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、社内取締役4名、社外取締役2名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務を監督する権限を有しております。社内取締役は、代表権を持つ代表取締役、管理部門、内部監査、事業開発の責任者をそれぞれ1名ずつ置いております。社外取締役には、当社の属するホスピス業界への深い造詣を有する者のみならず、ビジネスそのものについての理解と経験を有した人物を選任することで、広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制の構築を推進しております。

なお、取締役会は基本的に月1回以上開催され、取締役会を構成するメンバーは全員出席しております。

(b) 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は公認会計士などであり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施することとしております。

また、監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、重要な経営会議への出席や事業所への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。監査役は、基本的に社外出身者から構成されており、企業経営や会計に知識と経験を有する人物を株主総会で選任しております。

なお、監査役会は基本的に月1回以上開催され、監査役会を構成するメンバーは全員出席しております。監査役会開催後は、監査役会議事録を作成し、その内容については、適時取締役会に報告することで、業務改善を促しております。

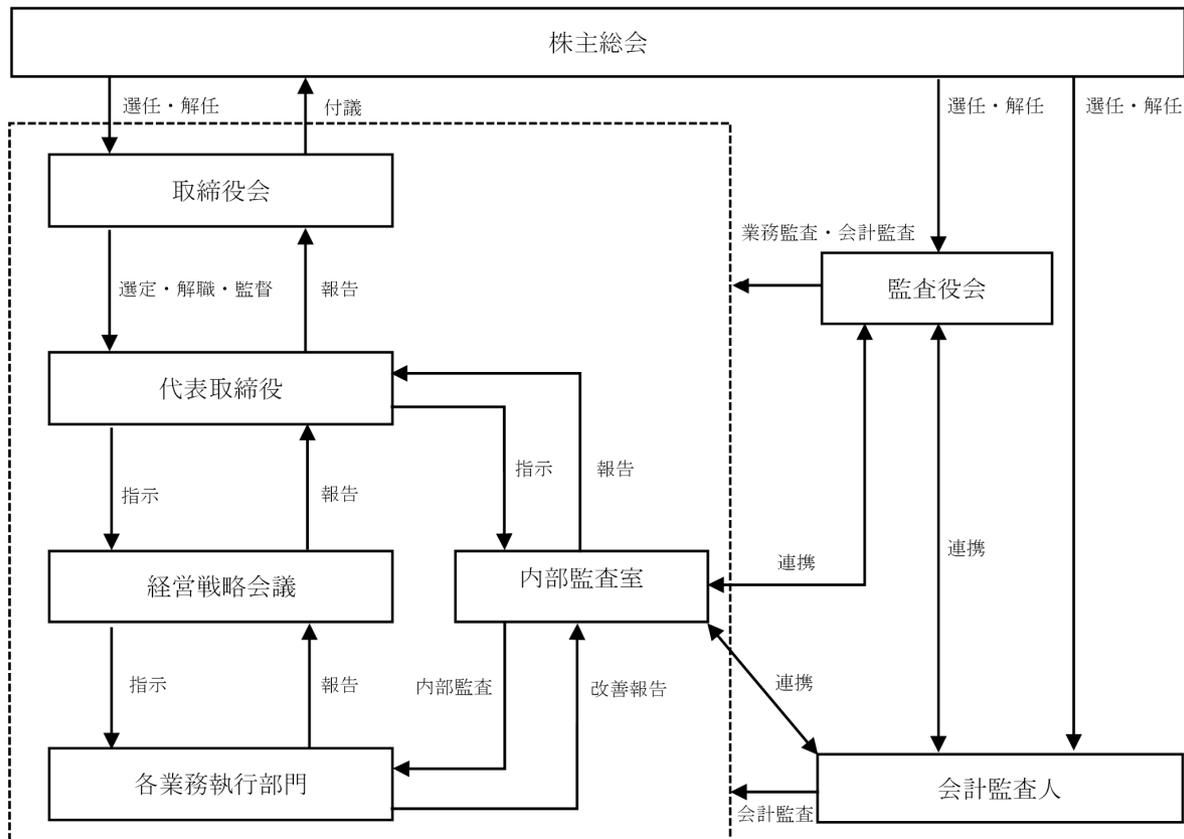
(c) 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

(d) 経営戦略会議

経営戦略会議は、当社グループの経営上の課題を共有し、対策や検討を行うことを目的として、月1回以上、当社の取締役と、連結子会社の代表取締役全員が集まる形式で開催しています。業務上の協議必要事項については、会議前に項目を共有し、会議当日は協議に徹底することが出来るよう工夫しております。また、会議結果については、出席者全員で共有し、進捗管理を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制を図示しますと、以下の通りであります。



ロ 当該体制を採用する理由

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの仕組みは、その時点での会社の目的達成に最適と思われる仕組みを採用することとしています。従って、社会環境・法的環境の変化に伴って適宜見直していくこととしております。

当社は、社外監査役を含めた監査役による経営の監視及び監督機能を適切に機能させることで、経営の健全性と透明性を確保しております。また、取締役会による業務執行の決定と経営の監視及び監督機能を向上させるため社外取締役を選任しております。当社は、社外取締役による業務執行から独立した監視及び監督機能と、監査役並びに監査役会による当該機能を中心としたガバナンス体制が適切であると判断しており、監査役会設置会社を選択しております。

ハ その他の企業統治に関する事項

- ・内部統制システムの整備の状況

当社は「内部統制システム構築の基本方針」を定め、当該方針に基づき各種社内規程等を整備するとともに、規程等遵守の徹底を図り内部統制システムが有効に機能する体制づくりに努めております。その他、役職員の職務遂行に対し、監査役及び内部監査担当者がその業務執行を監視し、随時必要な監査手続きを実施しております。

(a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役に対しては、各監査役及び監査役会が職務執行を法令及び定款と照らして監視を行うとともに、決裁審議において非適合の事象を確認の際は、意見を行い、執行前に防止する体制となっております。

使用人に対しては、法令遵守マニュアルを定め、この運用を行っております。また、定款に適合しない行為が発生することを防止するため、決裁権限を職務権限規程で定め、執行前の段階で稟議等による審査を受けなければ執行できない体制としております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行に係る情報については、職務権限規程に基づき、稟議書が作成され、当該稟議書は文書管理規程にて、その重要度に応じて、保存されております。この書類の管理は、職務分掌規程にて、管理本部が行っております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程は、現段階において制定されておりませんが、当社役員及び関係会社の代表取締役で構成されている経営戦略会議において、リスクの洗い出しとその評価を行い、その対応策を検討・実施決定を図っております。また、未知の新たなリスクについては、その事象及び確認されているリスクが顕在化あるいはその兆候が発生した折には、当社役員及び関係会社の代表取締役は当会議に報告し、現状対応策における不足の有無を確認し、不足の有る場合は、その対処を検討・実施する体制となっております。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画及び単年度計画を策定し、適正に経営管理を行う体制としております。

現在は、取締役の効率性が損なわれる状況とはなっておりませんが、今後の事業拡大に伴い、取締役会の決議数が増加する等が予測されるため、一定の事項の決定等を委任する体制に移行していくことを前提に、経営戦略会議を設置しております。

(e) 当社並びに関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部監査室を設置するとともに、内部監査規程を設けて業務の適正を確保しております。内部監査室は、被監査部門から独立した部門として、監査の事務を司る部門としております。

当該部門は、内部監査規程に基づき監査を行い、その結果を代表取締役及び監査役会に報告します。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役補助員として使用人を置くこととします。

当該使用人は、監査役の指示によりその業務を行うこととします。

当該使用人の人事考課・異動その他の人事に関する事項の決定は、事前に常勤監査役の同意を得ることにより、当該使用人の独立性を確保することとします。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役への報告に関する体制

代表取締役及び取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況等を速やかに報告することとしております。

取締役及び使用人は当社に著しい損害を及ぼす事実、不正行為、又は法令に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告することとしております。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査を実行的に行うために必要と判断した時は、取締役及び使用人に対し職務の執行状況について報告をいつでも求めることができます。報告を求められた取締役及び使用人は、その求めに応じて速やかに報告しなければならない体制としております。

監査役は取締役会のほか、重要な会議と監査役が判断した会議には出席をし、必要に応じて意見を述べることができるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧できるものとしております。

(i) 現状において明らかになった課題・改善点

現状において明らかになっている具体的な課題・改善点はありますが、内部統制システムが有効に機能する体制を構築するため、随時改善してまいります。

(j) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役の指示のもと、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行っております。

(k) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序、企業の健全な事業活動の脅威となる反社会的な団体・個人とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しません。公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター、神奈川県暴力追放推進センター及び公益財団法人暴力追放愛知県民会議に加盟しており、各団体の会報、各団体が主催する研修会等への参加・最新情報の収集を行っていくことを予定しております。また、不当要求等が生じた場合は、顧問弁護士、所轄警察署、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等と連携して適切な措置を講じていきます。

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、各事業子会社がリスク評価を行いその結果を各代表取締役が親会社である当社の取締役会にて報告する体制を構築すべく、整備を行っております。

また、顕在化しつつあるリスクについては、その予兆・兆候が確認された段階で、当社取締役及び各事業子会社代表取締役が取締役に報告しております。報告を受けた取締役会では、リスクの事象実態・リスク測定の在り方・リスクへの対処方法の適正を確認し、その実施の可否を決裁することにより、リスク管理を行っております。

ニ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める限度額の範囲内としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

② 内部監査及び監査役監査

当社は、業務執行の適法性・効率性を確保するために、通常の業務から独立した機関として代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、専任者1名が当社及び子会社の全業務について「内部監査規程」に基づいて内部監査を実施しております。内部監査担当者及び監査役は、必要に応じ情報交換、意見交換を行っております。また、監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的開催する報告会等で情報共有を図っており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見交換等を随時行っております。

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、月1回の定時監査役会に加え、重要な決議事項が発生した場合には、必要に応じ臨時監査役会を開催しております。監査役監査は、常勤監査役と非常勤監査役で連携し、「監査役規程」に基づき監査計画を分担して監査活動を行っております。

③ 会計監査の状況

当社は、太陽有限責任監査法人与監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社の監査業務を執行した公認会計士は、佐藤健文氏、柴田直子氏であり、継続監査年数が7年を超える者はありません。なお、会計監査に係る補助者は公認会計士5名であります。

監査役会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役及び社外監査役と当社との間に、人的関係、資金的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役荒川暁は、企業経営に関する幅広い知識と経験から、当社の社外取締役としての職務を遂行可能と判断し、選任しております。社外取締役梅田恵は、看護に関する幅広い知識と経験から、当社の社外取締役としての職務を遂行可能と判断し、選任しております。

社外監査役林高史及び加藤由美は、公認会計士並びに弁護士としての専門的な知識と幅広い経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行可能と判断し、選任しております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任に当たっては、経歴や当社との関係性を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

⑤ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる旨を定款で定めております。これは、株主への安定的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(取締役及び監査役の責任免除)

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

(自己株式の取得)

当社は、企業環境の変化に応じた機動的な経営を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式の取得を行うことができる旨を定款に定めております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

これは、株主総会における特別決議定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	41,000	41,000	—	—	—	3
監査役 (社外取締役を除く。)	3,600	3,600	—	—	—	1
社外取締役	450	450	—	—	—	1
社外監査役	2,400	2,400	—	—	—	1

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ 使用人兼役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会において決議された報酬の限度内で、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	4,500	—	8,400	—
連結子会社	—	—	—	—
計	4,500	—	8,400	—

(注) 当社は平成29年1月4日に単独株式移転によりナースコール株式会社の完全親会社として設立し、当連結会計年度が第1期となるため、最近連結会計年度の前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬は、ナースコール株式会社より支払われた報酬を記載しております。

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して、監査法人との協議の上で、監査役会の同意を踏まえて報酬額を決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)の連結財務諸表及び当事業年度(平成29年1月4日から平成29年12月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年7月1日から平成30年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応出来る体制を整備するため、専門的情報を有する団体等が主催する各種セミナー等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

当社は、平成29年1月4日設立であり、当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）に係る情報のみ記載しております。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	426,827
売掛金	360,700
繰延税金資産	4,586
その他	14,719
流動資産合計	806,833
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	24,816
機械装置及び運搬具	7,649
工具、器具及び備品	48,011
リース資産	1,583,539
建設仮勘定	19,627
減価償却累計額	△122,214
有形固定資産合計	1,561,429
無形固定資産	
のれん	677,543
その他	1,208
無形固定資産合計	678,751
投資その他の資産	130,095
固定資産合計	2,370,276
資産合計	3,177,110

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成29年12月31日)

負債の部	
流動負債	
短期借入金	※2 148,300
1年内返済予定の長期借入金	※1 96,504
リース債務	23,100
未払金	39,978
未払費用	115,616
預り金	80,289
未払法人税等	2,675
賞与引当金	11,165
その他	42,147
流動負債合計	559,778
固定負債	
長期借入金	※1 740,897
リース債務	1,558,059
その他	104,131
固定負債合計	2,403,087
負債合計	2,962,865
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	457,806
利益剰余金	△349,328
株主資本合計	208,478
新株予約権	5,766
純資産合計	214,244
負債純資産合計	3,177,110

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成30年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	363,497
売掛金	482,191
繰延税金資産	7,679
その他	58,691
流動資産合計	912,060
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	84,417
機械装置及び運搬具	11,292
工具、器具及び備品	60,598
リース資産	1,583,539
減価償却累計額	△174,770
有形固定資産合計	1,565,077
無形固定資産	
のれん	635,639
その他	5,927
無形固定資産合計	641,566
投資その他の資産	184,910
固定資産合計	2,391,555
資産合計	3,303,615

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成30年9月30日)

負債の部

流動負債

1年内返済予定の長期借入金	109,704
リース債務	24,310
未払金	39,632
未払費用	175,094
預り金	89,637
未払法人税等	33,762
賞与引当金	27,028
その他	33,975

流動負債合計 533,145

固定負債

長期借入金	800,259
リース債務	1,539,489
その他	104,635

固定負債合計 2,444,383

負債合計

2,977,528

純資産の部

株主資本

資本金	100,000
資本剰余金	457,806
利益剰余金	<u>△237,486</u>

株主資本合計 320,320

新株予約権

5,766

純資産合計

326,086

負債純資産合計

3,303,615

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

当社は、平成29年1月4日設立であり、当連結会計年度（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）に係る情報のみ記載しております。

（単位：千円）

	当連結会計年度 (自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)
売上高	1,895,428
売上原価	1,543,815
売上総利益	351,613
販売費及び一般管理費	
役員報酬	65,500
給料及び手当	52,017
賞与引当金繰入額	15
法定福利費	14,698
租税公課	37,548
のれん償却額	55,872
その他	76,233
販売費及び一般管理費合計	301,884
営業利益	49,728
営業外収益	
受取利息	2
助成金収入	3,445
その他	87
営業外収益合計	3,535
営業外費用	
支払利息	92,209
その他	1,875
営業外費用合計	94,085
経常損失（△）	△40,821
税金等調整前当期純損失（△）	△40,821
法人税、住民税及び事業税	2,676
法人税等調整額	16,992
法人税等合計	19,668
当期純損失（△）	△60,490
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△60,490

【連結包括利益計算書】

当社は、平成29年1月4日設立であり、当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）に係る情報のみ記載しております。

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）
当期純損失（△）	△60,490
包括利益	△60,490
（内訳）	
親会社株主に係る包括利益	△60,490

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年9月30日)
売上高	2,119,015
売上原価	1,707,395
売上総利益	411,620
販売費及び一般管理費	
役員報酬	52,078
給料及び手当	57,195
賞与引当金繰入額	1,150
法定福利費	14,515
租税公課	4,767
のれん償却額	41,904
その他	79,809
販売費及び一般管理費合計	251,421
営業利益	160,198
営業外収益	
受取利息	153
助成金収入	1,013
その他	81
営業外収益合計	1,248
営業外費用	
支払利息	83,508
営業外費用合計	83,508
経常利益	77,938
特別利益	
受取負担金	※ 65,000
特別利益合計	65,000
税金等調整前四半期純利益	142,938
法人税、住民税及び事業税	34,189
法人税等調整額	△3,093
法人税等合計	31,096
四半期純利益	111,842
親会社株主に帰属する四半期純利益	111,842

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)
四半期純利益	111,842
四半期包括利益	111,842
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	111,842

③【連結株主資本等変動計算書】

当社は、平成29年1月4日設立であり、当連結会計年度（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）に係る情報のみ記載しております。

当連結会計年度（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計		
当期首残高	62,500	165,420	△288,838	△60,918	1,360	△59,558
当期変動額						
新株の発行	160,000	90,000	—	250,000	—	250,000
減資	△160,000	160,000	—	—	—	—
株式移転による増減	37,500	△37,500	—	—	—	—
株式交換による増加	—	79,886	—	79,886	—	79,886
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	—	—	△60,490	△60,490	—	△60,490
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	4,406	4,406
当期変動額合計	37,500	292,386	△60,490	269,396	4,406	273,803
当期末残高	100,000	457,806	△349,328	208,478	5,766	214,244

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

当社は、平成29年1月4日設立であり、当連結会計年度（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）に係る情報のみ記載しております。

（単位：千円）

	当連結会計年度 (自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失（△）	△40,821
減価償却費	56,229
のれん償却額	55,872
賞与引当金の増減額（△は減少）	△13,396
受取利息	△2
支払利息	92,209
売上債権の増減額（△は増加）	△154,321
未払金の増減額（△は減少）	10,501
未払費用の増減額（△は減少）	17,263
預り金の増減額（△は減少）	19,571
その他	46,272
小計	89,377
利息の受取額	2
利息の支払額	△83,667
法人税等の支払額	△1,044
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,667
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△71,330
有形固定資産の売却による収入	235,891
無形固定資産の取得による支出	△928
差入保証金の差入による支出	△27,036
差入保証金の回収による収入	5,318
投資活動によるキャッシュ・フロー	141,915
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の借入れによる収入	78,300
短期借入金の返済による支出	△130,000
長期借入金の借入れによる収入	40,000
長期借入金の返済による支出	△260,744
リース債務の返済による支出	△15,964
株式の発行による収入	250,000
新株予約権の発行による収入	4,406
財務活動によるキャッシュ・フロー	△34,001
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	112,581
現金及び現金同等物の期首残高	235,290
株式交換による現金及び現金同等物の増加額	※ ₂ 78,955
現金及び現金同等物の期末残高	※ ₁ 426,827

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当社は、平成29年1月4日設立であり、当連結会計年度(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)に係る情報のみ記載しております。

当連結会計年度(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

ナースコール株式会社

カイロス・アンド・カンパニー株式会社

カイロス東京株式会社

カイロス東京株式会社は、平成29年7月1日を効力発生日とする株式交換により、当連結会計年度より連結子会社となりました。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、取得価額30万円未満の減価償却資産については、取得時に費用処理しております。なお、主な耐用年数については以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～15年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(追加情報)

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 財務制限条項

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

長期借入金(1年内返済予定を含む)のうち、780,540千円には、当社の子会社であるナースコール株式会社の単体の財務諸表において次の財務制限条項が付されております。

- (1) 平成28年12月期決算期以降の各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- (2) 平成28年12月期決算期以降の各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

※2 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関との間で当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
当座貸越極度額	150,000千円
借入実行残高	148,300
差引額	1,700

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	5,834	1,260	—	7,094
合計	5,834	1,260	—	7,094

(注) 普通株式の株数の増加の内訳は次のとおりであります。

株式交換による新株の発行による増加 760株
有償第三者割当増資による増加 500株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	5,766
	合計	—	—	—	—	—	5,766

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。

※2 株式交換により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
当連結会計年度(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)

株式交換により新たにカイロス東京株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式交換による現金及び現金同等物増加額との関係は次のとおりです。

流動資産	125,540千円
固定資産	345,344
資産合計	470,885
流動負債	△75,013
固定負債	△315,984
負債合計	△390,998
株式の取得価額	79,886
株式交換による株式の交付価額	△79,886
現金及び現金同等物	78,955
差引：株式交換による現金及び現金同等物の増加額	78,955

3 重要な非資金取引の内容

株式交換による資本剰余金増加額

	当連結会計年度 (自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)
株式交換による資本剰余金増加額	79,886千円

(リース取引関係)

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、在宅ホスピス事業におけるホスピス施設であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき、所要資金を金融機関からの借入により調達しております。余剰資金については、安全性の高い金融資産である預金等で運用を行っております。デリバティブ取引等は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、主に健康保険制度及び介護保険制度に基づく債権であり、その大半が国民健康保険団体連合会等の公的機関に対する債権であるためリスクは僅少であります。それ以外の売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク軽減を図っております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金、未払費用、預り金等は、1年以内の支払期日であります。借入金は組織再編における買収費用に係る資金調達や、設備投資に係る資金調達を主な目的としたものであります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰表を作成・更新すること等により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	426,827	426,827	—
(2) 売掛金	360,700	360,700	—
資産計	787,527	787,527	—
(1) 短期借入金	148,300	148,300	—
(2) 未払金	39,978	39,978	—
(3) 未払費用	115,616	115,616	—
(4) 預り金	80,289	80,289	—
(5) 未払法人税等	2,675	2,675	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	837,401	837,417	16
(7) リース債務（1年内返済予定を含む）	1,581,159	1,552,948	△28,210
負債計	2,805,421	2,777,227	△28,194

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 預り金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金のうち、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務（1年内返済予定を含む）

リース債務（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
差入保証金	104,139

貸借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	426,827	—	—	—
売掛金	360,700	—	—	—
合計	787,527	—	—	—

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	148,300	—	—	—	—	—
長期借入金	96,504	96,120	92,797	89,520	89,520	372,940
リース債務	23,100	24,558	25,994	27,528	29,168	1,450,811
合計	267,904	120,678	118,791	117,048	118,688	1,823,751

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権(注)1	第2回新株予約権(注)1
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 1名 当社従業員 1名 子会社取締役 1名 子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)3	普通株式 200,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成28年6月16日	平成28年6月16日
権利確定条件	<p>① 新株予約権者は、平成30年12月期から平成34年12月期までのいずれかの期の営業利益(監査済みの損益計算書(連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書)に基づくものとする。)が310百万円を超過した場合、権利行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成31年1月1日から 平成38年6月15日まで	平成30年6月14日から 平成38年6月13日まで

- (注) 1. ナースコール株式会社の平成28年6月6日の臨時株主総会における特別決議並びに平成28年6月13日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権であり、平成29年1月4日付の単独株式移転によりナースコール株式会社第1回新株予約権者、第2回新株予約権者にそれぞれ割当交付されております。
2. 付与対象者の区分及び人数は、平成29年1月4日の単独株式移転により当社が設立された日時点のものであります。
3. 株式数に換算して記載しております。また、平成31年1月31日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 子会社取締役 2名	当社取締役 3名 当社従業員 1名 子会社取締役 2名 子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 440,000株	普通株式 410,000株
付与日	平成29年12月18日	平成29年12月18日
権利確定条件	<p>① 新株予約権者は、平成32年12月期から平成35年12月期までのいずれかの期の営業利益（監査済みの損益計算書（連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書）に基づくものとする。）が1,000百万円を超過した場合、権利行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成33年1月1日から 平成39年12月17日まで	平成31年12月15日から 平成39年12月14日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。また、平成31年1月31日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	200,000	100,000	—	—
付与	—	—	440,000	410,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	200,000	100,000	440,000	410,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、平成29年1月4日の単独株式移転によりナースコール株式会社新株予約権者に対し割当交付されております。

2. 平成31年1月31日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	250	250	500	500
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 平成31年1月31日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を本源的価値の見積によっております。当社株式の評価方法は、DCF方式によって算出した価格から総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 75,000千円
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

当連結会計年度(平成29年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	3,742千円
未払事業税	39
税務上の繰越欠損金	102,829
その他	1,036
繰延税金資産小計	107,647
評価性引当額	△103,060
繰延税金資産合計	4,586

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産 4,586千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度は税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 取得による企業結合

(株式交換によるカイロス東京株式会社の連結子会社化)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

カイロス東京株式会社(事業内容:在宅ホスピス事業)

② 企業結合の目的

当社及びカイロス東京株式会社は、より質の高いケアサービスを提供するために、当社グループの事業子会社であるナースコール株式会社及びカイロス・アンド・カンパニー株式会社との間において、研修やノウハウの共有等の人的交流を推進すること、また経営資源の効率的な配分と成長を一層加速させることを目的として、本株式交換によりカイロス東京株式会社の株式の全てを取得し、カイロス東京株式会社を連結子会社としました。

③ 企業結合日

平成29年7月1日

④ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、カイロス東京株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換

⑤ 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な理由

当社がカイロス東京株式会社の議決権の100%を取得し、完全子会社としたことによるものであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成29年7月1日から平成29年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	79,886千円
取得原価		79,886

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

カイロス東京株式会社の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.0507株を割当交付しております。

② 株式交換比率の算定方法

当社は、独立した第三者算定機関である税理士法人安部会計から当社が提出を受けた株式交換比率の算定結果並びに当社及びカイロス東京株式会社の財務の状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、カイロス東京株式会社と慎重に協議を重ねた結果、最終的には上記株式交換比率が、税理士法人安部会計が算定した株式交換比率の算定結果のレンジ内であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り合意しました。

③ 交付した株式数

760株

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

株式交換比率算定費用等 250千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	125,540千円
固定資産	345,344
資産合計	470,885
流動負債	△75,013
固定負債	△315,984
負債合計	△390,998

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	147,227千円
営業損失(△)	△6,002
経常損失(△)	△18,097

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始日に完了したと仮定して算出された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

2. 共通支配下の取引等

(単独株式移転による持株会社の設立)

当社は平成29年1月4日に単独株式移転の方法により、ナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及び事業の内容

事業の名称 グループ会社管理事業

事業の内容 在宅ホスピス事業を行う当社グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務

② 企業結合日

平成29年1月4日

③ 企業結合の法的形式

当社を株式移転設立完全親会社、ナースコール株式会社を株式移転完全子会社とする単独株式移転

④ 結合後の企業名称

日本ホスピスホールディングス株式会社

⑤ 企業結合の目的

当社グループの属するホスピス業界は、地域ニーズに応じた柔軟かつ機動的な運営が求められ、また社会保障財源が限られている中、経営資源の効率的な配分を図ることが必要です。こうした環境のなか、戦略的かつ機動的な事業展開を行うためには、地域に根差した経営と、更なる事業責任の明確化が必要であると判断し、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当社グループは、在宅ホスピス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
愛知県国民健康保険団体連合会	953,022
神奈川県国民健康保険団体連合会	346,153

(注) 当社グループは、在宅ホスピス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	高橋 正	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 1.4	債務の被保証	連結子会社の借入に対する債務被保証(注)2	56,861	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 連結子会社カイロス・アンド・カンパニー株式会社の借入金について、当社の代表取締役である高橋正の債務保証を受けております。なお、当該債務被保証について保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額は債務被保証の期末残高を記載しております。

② 連結財務諸表提出会社の連結子会社の役員及びその近親者等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連結子会社役員	宮地 宗男	—	—	子会社代表取締役	—	債務の被保証	連結子会社の借入に対する債務被保証(注)2	48,813	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 連結子会社カイロス・アンド・カンパニー株式会社の借入金について、同連結子会社の代表取締役である宮地宗男の債務保証を受けております。なお、当該債務被保証について保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額は債務被保証の期末残高を記載しております。

(1株当たり情報)

当連結会計年度(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)

	当連結会計年度 (自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	29.38円
1株当たり当期純損失金額(△)	△9.70円

(注) 1. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算出しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)
1株当たり当期純損失金額(△)	
親会社株主に帰属する 当期純損失金額(△)(千円)	△60,490
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失金額(△)(千円)	△60,490
普通株式の期中平均株式数(株)	6,230,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数1,150個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

共通支配下の取引等

(連結子会社の合併)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

① 存続会社

名称 : カイロス・アンド・カンパニー株式会社

事業の内容 : 在宅ホスピス事業

② 消滅会社

名称 : カイロス東京株式会社

事業の内容 : 在宅ホスピス事業

(2) 企業結合日

平成30年2月1日

(3) 企業結合の法的形式

カイロス・アンド・カンパニー株式会社を吸収合併存続会社、カイロス東京株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

カイロス・アンド・カンパニー株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

経営資源の最適配置により、事業展開の拡大を図ることを目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行っております。

(株式分割、単元株制度の採用)

当社は、平成31年1月14日開催の取締役会決議に基づき、平成31年1月31日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成31年1月31日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成31年1月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき1,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 7,094株

今回の分割により増加する株式数 7,086,906株

株式分割後の発行済株式総数 7,094,000株

株式分割後の発行可能株式総数 28,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成31年1月31日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(5) 新株予約権の権利行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、平成31年1月31日より新株予約権の1株当たりの権利行使価格を以下のとおり調整いたしました。

	調整前権利行使価格	調整後権利行使価格
第1回新株予約権	250,000円	250円
第2回新株予約権	250,000円	250円
第3回新株予約権	500,000円	500円
第4回新株予約権	500,000円	500円

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第1四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であったカイロス東京株式会社は、連結子会社であるカイロス・アンド・カンパニー株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 特別利益に計上しております「受取負担金」は、施設の承継に伴って従前の介護事業者より受領したものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)
減価償却費	50,943千円
のれんの償却額	41,904千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日）

当社グループは、在宅ホスピス事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

① 結合企業

名称 : カイロス・アンド・カンパニー株式会社

事業の内容 : 在宅ホスピス事業

② 被結合企業

名称 : カイロス東京株式会社

事業の内容 : 在宅ホスピス事業

(2) 企業結合日

平成30年2月1日

(3) 企業結合の法的形式

カイロス・アンド・カンパニー株式会社を吸収合併存続会社、カイロス東京株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

カイロス・アンド・カンパニー株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

経営資源の最適配置により、事業展開の拡大を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1 株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	15.76円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	111,842
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	111,842
普通株式の期中平均株式数(株)	7,094,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算出しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式分割、単元株制度の採用)

当社は、平成31年1月14日開催の取締役会決議に基づき、平成31年1月31日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成31年1月31日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成31年1月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき1,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	7,094株
今回の分割により増加する株式数	7,086,906株
株式分割後の発行済株式総数	7,094,000株
株式分割後の発行可能株式総数	28,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成31年1月31日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出してありますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(5) 新株予約権の権利行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、平成31年1月31日より新株予約権の1株当たりの権利行使価格を以下のとおり調整いたしました。

	調整前権利行使価格	調整後権利行使価格
第1回新株予約権	250,000円	250円
第2回新株予約権	250,000円	250円
第3回新株予約権	500,000円	500円
第4回新株予約権	500,000円	500円

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	148,300	1.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	92,922	96,504	1.2	—
1年以内に返済予定のリース債務	12,020	23,100	5.9	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	965,223	740,897	1.2	平成31年1月1日～ 平成36年11月21日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	813,629	1,558,059	6.5	平成31年1月1日～ 平成59年5月31日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	2,083,794	2,566,860	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	96,120	92,797	89,520	89,520
リース債務	24,558	25,994	27,528	29,168

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成31年2月13日開催の取締役会において承認された第2期連結会計年度（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）の連結財務諸表は次のとおりであります。

なお、この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 連結財務諸表
 イ 連結貸借対照表

(単位：千円)

当連結会計年度 (平成30年12月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	386,188
売掛金	530,370
繰延税金資産	6,983
その他	32,760
流動資産合計	956,302
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	81,970
機械装置及び運搬具	11,292
工具、器具及び備品	59,993
リース資産	1,583,539
建設仮勘定	104
減価償却累計額	△190,856
有形固定資産合計	1,546,045
無形固定資産	
のれん	621,671
その他	5,587
無形固定資産合計	627,259
投資その他の資産	183,991
固定資産合計	2,357,295
資産合計	3,313,598

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成30年12月31日)

負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	※ 102,960
リース債務	24,654
未払金	41,634
未払費用	199,951
預り金	91,967
未払法人税等	51,100
賞与引当金	10,472
その他	24,100
流動負債合計	546,841
固定負債	
長期借入金	※ 769,640
リース債務	1,533,194
その他	100,221
固定負債合計	2,403,055
負債合計	2,949,896
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	457,806
利益剰余金	△199,871
株主資本合計	357,934
新株予約権	5,766
純資産合計	363,701
負債純資産合計	3,313,598

ロ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
売上高	3,015,192
売上原価	2,373,557
売上総利益	641,634
販売費及び一般管理費	
役員報酬	72,780
給料及び手当	75,256
賞与引当金繰入額	1,979
法定福利費	20,010
租税公課	58,015
のれん償却額	55,872
その他	114,927
販売費及び一般管理費合計	398,840
営業利益	242,793
営業外収益	
受取利息	3
助成金収入	1,013
受取遅延損害金	1,000
その他	107
営業外収益合計	2,124
営業外費用	
支払利息	110,995
その他	337
営業外費用合計	111,332
経常利益	133,585
特別利益	
受取負担金	※ 65,000
特別利益合計	65,000
税金等調整前当期純利益	198,585
法人税、住民税及び事業税	51,526
法人税等調整額	△2,397
法人税等合計	49,128
当期純利益	149,456
親会社株主に帰属する当期純利益	149,456

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
当期純利益	149,456
包括利益	149,456
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	149,456

ハ 連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計		
当期首残高	100,000	457,806	△349,328	208,478	5,766	214,244
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	149,456	149,456	—	149,456
当期変動額合計	—	—	149,456	149,456	—	149,456
当期末残高	100,000	457,806	△199,871	357,934	5,766	363,701

ニ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	198,585
減価償却費	69,929
のれん償却額	55,872
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△693
受取負担金	△65,000
受取利息	△3
支払利息	110,995
売上債権の増減額 (△は増加)	△169,670
未払金の増減額 (△は減少)	9,971
未払費用の増減額 (△は減少)	82,374
預り金の増減額 (△は減少)	11,678
その他	△14,882
小計	289,158
利息の受取額	3
利息の支払額	△110,342
法人税等の支払額	△3,102
受取負担金の受取額	65,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	240,716
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△81,096
無形固定資産の取得による支出	△5,301
差入保証金の差入による支出	△59,311
差入保証金の回収による収入	765
投資活動によるキャッシュ・フロー	△144,944
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△148,300
長期借入金の借入れによる収入	182,540
長期借入金の返済による支出	△147,341
リース債務の返済による支出	△23,310
財務活動によるキャッシュ・フロー	△136,411
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△40,639
現金及び現金同等物の期首残高	426,827
現金及び現金同等物の期末残高	※ 386,188

注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当連結会計年度(自平成30年1月1日至平成30年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

ナースコール株式会社

カイロス・アンド・カンパニー株式会社

なお、当連結会計年度において、連結子会社であったカイロス東京株式会社は、同じく連結子会社であるカイロス・アンド・カンパニー株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数については以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～15年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

1. 税効果会計に係る会計基準の適用指針

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

平成31年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されません。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年12月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 財務制限条項

当連結会計年度(平成30年12月31日)

長期借入金(1年内返済予定を含む)のうち、696,780千円には、当社の子会社であるナースコール株式会社の単体の財務諸表において次の財務制限条項が付されております。

- (1) 平成28年12月期決算期以降の各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- (2) 平成28年12月期決算期以降の各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度(自平成30年1月1日至平成30年12月31日)

※ 特別利益に計上しております「受取負担金」は、施設の承継に伴って従前の介護事業者より受領したものであります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成30年1月1日至平成30年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	7,094	—	—	7,094
合計	7,094	—	—	7,094

(注) 当社は平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	5,766
	合計	—	—	—	—	—	5,766

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。

(リース取引関係)

当連結会計年度(自平成30年1月1日至平成30年12月31日)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、在宅ホスピス事業におけるホスピス施設であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき、所要資金を金融機関からの借入により調達しております。余剰資金については、安全性の高い金融資産である預金等で運用を行っております。デリバティブ取引等は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、主に健康保険制度及び介護保険制度に基づく債権であり、その大半が国民健康保険団体連合会等の公的機関に対する債権であるためリスクは僅少であります。それ以外の売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク軽減を図っております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金、未払費用、預り金等は、1年以内の支払期日であります。借入金は設備投資に係る資金調達を主な目的としたものであります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰表を作成・更新すること等により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	386,188	386,188	—
(2) 売掛金	530,370	530,370	—
資産計	916,558	916,558	—
(1) 未払金	41,634	41,634	—
(2) 未払費用	199,951	199,951	—
(3) 預り金	91,967	91,967	—
(4) 未払法人税等	51,100	51,100	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	872,600	867,049	△5,550
(6) リース債務（1年内返済予定を含む）	1,557,849	1,540,668	△17,180
負債計	2,815,102	2,792,371	△22,730

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用、(3) 預り金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金のうち、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務（1年内返済予定を含む）

リース債務（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
差入保証金	162,326

貸借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	386,188	—	—	—
売掛金	530,370	—	—	—
合計	916,558	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	102,960	102,960	102,960	464,700	19,200	79,820
リース債務	24,654	26,090	27,624	29,264	31,017	1,419,197
合計	127,614	129,050	130,584	493,964	50,217	1,499,017

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自平成30年1月1日至平成30年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権(注)1	第2回新株予約権(注)1
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 1名 当社従業員 1名 子会社取締役 1名 子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)3	普通株式 200,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成28年6月16日	平成28年6月16日
権利確定条件	<p>① 新株予約権者は、平成30年12月期から平成34年12月期までのいずれかの期の営業利益(監査済みの損益計算書(連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書)に基づくものとする。)が310百万円を超過した場合、権利行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成31年1月1日から 平成38年6月15日まで	平成30年6月14日から 平成38年6月13日まで

- (注) 1. ナースコール株式会社の平成28年6月6日の臨時株主総会における特別決議並びに平成28年6月13日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権であり、平成29年1月4日付の単独株式移転によりナースコール株式会社第1回新株予約権者、第2回新株予約権者にそれぞれ割当交付されております。
2. 付与対象者の区分及び人数は、平成29年1月4日の単独株式移転により当社が設立された日時点のものであります。
3. 株式数に換算して記載しております。また、平成31年1月31日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 子会社取締役 2名	当社取締役 3名 当社従業員 1名 子会社取締役 2名 子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 440,000株	普通株式 410,000株
付与日	平成29年12月18日	平成29年12月18日
権利確定条件	<p>① 新株予約権者は、平成32年12月期から平成35年12月期までのいずれかの期の営業利益（監査済みの損益計算書（連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書）に基づくものとする。）が1,000百万円を超過した場合、権利行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成33年1月1日から 平成39年12月17日まで	平成31年12月15日から 平成39年12月14日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。また、平成31年1月31日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	200,000	100,000	440,000	410,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	100,000	—	—
未確定残	200,000	—	440,000	410,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	100,000	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	100,000	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、平成29年1月4日の単独株式移転によりナースコール株式会社新株予約権者に対し割当交付されております。

2. 平成31年1月31日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	250	250	500	500
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 平成31年1月31日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を本源的価値の見積によっております。当社株式の評価方法は、DCF方式によって算出した価格から総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 75,000千円
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

当連結会計年度(平成30年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	3,598千円
未払事業税	4,307
税務上の繰越欠損金	60,940
その他	592
繰延税金資産小計	69,438
評価性引当額	62,454
繰延税金資産合計	6,983

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産 6,983千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
法定実効税率	33.8%
(調整)	
のれん償却額	9.5
住民税均等割等	1.8
評価性引当額の増減額	△19.7
その他	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.7

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

① 結合企業

名称 : カイロス・アンド・カンパニー株式会社

事業の内容 : 在宅ホスピス事業

② 被結合企業

名称 : カイロス東京株式会社

事業の内容 : 在宅ホスピス事業

(2) 企業結合日

平成30年2月1日

(3) 企業結合の法的形式

カイロス・アンド・カンパニー株式会社を吸収合併存続会社、カイロス東京株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

カイロス・アンド・カンパニー株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

経営資源の最適配置により、事業展開の拡大を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

当社グループは、在宅ホスピス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

関連情報

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
愛知県国民健康保険団体連合会	1,305,525
神奈川県国民健康保険団体連合会	520,594
東京都国民健康保険団体連合会	388,164

(注) 当社グループは、在宅ホスピス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しています。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

該当事項はありません。

関連当事者情報

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当連結会計年度(自平成30年1月1日至平成30年12月31日)

	当連結会計年度 (自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)
1株当たり純資産額	50.45円
1株当たり当期純利益金額	21.06円

- (注) 1. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する 当期純利益金額(千円)	149,456
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(千円)	149,456
普通株式の期中平均株式数(株)	7,094,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数1,150個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

(株式分割、単元株制度の採用)

当社は、平成31年1月14日開催の取締役会決議に基づき、平成31年1月31日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成31年1月31日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成31年1月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき1,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	7,094株
今回の分割により増加する株式数	7,086,906株
株式分割後の発行済株式総数	7,094,000株
株式分割後の発行可能株式総数	28,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成31年1月31日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(5) 新株予約権の権利行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、平成31年1月31日より新株予約権の1株当たりの権利行使価格を以下のとおり調整いたしました。

	調整前権利行使価格	調整後権利行使価格
第1回新株予約権	250,000円	250円
第2回新株予約権	250,000円	250円
第3回新株予約権	500,000円	500円
第4回新株予約権	500,000円	500円

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(参考情報)

当社は、平成29年1月4日に単独株式移転によりナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。株式移転前の実質的な統括会社であったナースコール株式会社を親会社、カイロス・アンド・カンパニー株式会社を子会社とする連結財務諸表が、当社グループの状況をより反映すると考えられるため、参考としてナースコール株式会社の前連結会計年度（自平成28年1月1日至平成28年12月31日）に係る連結財務諸表を記載しております。

なお、ナースコール株式会社の前連結会計年度（自平成28年1月1日至平成28年12月31日）の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

(ナースコール株式会社)
(1) 連結財務諸表
① 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	235,290
売掛金	165,374
繰延税金資産	21,578
その他	9,767
流動資産合計	432,011
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	14,559
機械装置及び運搬具	5,392
工具、器具及び備品	23,426
リース資産	828,275
建設仮勘定	138,156
減価償却累計額	△61,380
有形固定資産合計	948,429
無形固定資産	
のれん	733,415
無形固定資産合計	733,415
投資その他の資産	61,077
固定資産合計	1,742,921
資産合計	2,174,933

(単位：千円)

前連結会計年度
(平成28年12月31日)

負債の部	
流動負債	
短期借入金	※2 200,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 92,922
リース債務	12,020
未払金	9,343
未払費用	78,926
預り金	30,636
未払法人税等	1,044
賞与引当金	6,315
その他	2,971
流動負債合計	434,179
固定負債	
長期借入金	※1 965,223
リース債務	813,629
その他	21,460
固定負債合計	1,800,312
負債合計	2,234,492
純資産の部	
株主資本	
資本金	62,500
資本剰余金	165,420
利益剰余金	△288,838
株主資本合計	△60,918
新株予約権	1,360
純資産合計	△59,558
負債純資産合計	2,174,933

② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	997,374
売上原価	888,318
売上総利益	109,055
販売費及び一般管理費	
役員報酬	21,800
給料及び手当	62,090
法定福利費	12,149
租税公課	19,651
のれん償却額	55,872
その他	95,692
販売費及び一般管理費合計	267,256
営業損失(△)	△158,201
営業外収益	
受取利息	24
助成金収入	1,399
その他	918
営業外収益合計	2,341
営業外費用	
支払利息	52,114
その他	637
営業外費用合計	52,752
経常損失(△)	△208,611
税金等調整前当期純損失(△)	△208,611
法人税、住民税及び事業税	1,048
法人税等調整額	△11,740
法人税等合計	△10,692
当期純損失(△)	△197,919
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△197,919

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
当期純損失(△)	△197,919
包括利益	△197,919
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	△197,919

③ 連結株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本				新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計		
当期首残高	62,500	165,420	△90,918	137,001	—	137,001
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	△197,919	△197,919	—	△197,919
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	1,360	1,360
当期変動額合計	—	—	△197,919	△197,919	1,360	△196,559
当期末残高	62,500	165,420	△288,838	△60,918	1,360	△59,558

④ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失 (△)	△208,611
減価償却費	28,846
のれん償却額	55,872
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,955
受取利息	△24
支払利息	52,114
売上債権の増減額 (△は増加)	△28,682
未払金の増減額 (△は減少)	6,873
未払費用の増減額 (△は減少)	1,072
預り金の増減額 (△は減少)	20,338
その他	19,714
小計	△50,532
利息の受取額	24
利息の支払額	△50,465
法人税等の還付による収入	18,853
法人税等の支払額	△773
営業活動によるキャッシュ・フロー	△82,894
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△146,957
有形固定資産の売却による収入	342
差入保証金の差入による支出	△6,716
差入保証金の回収による収入	1,001
投資活動によるキャッシュ・フロー	△152,329
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の借入れによる収入	280,000
短期借入金の返済による支出	△80,000
長期借入金の借入れによる収入	170,000
長期借入金の返済による支出	△90,744
リース債務の返済による支出	△8,028
新株予約権の発行による収入	1,360
財務活動によるキャッシュ・フロー	272,588
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	37,364
現金及び現金同等物の期首残高	197,926
現金及び現金同等物の期末残高	※ 235,290

注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

カイロス・アンド・カンパニー株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、取得価額30万円未満の減価償却資産については、取得時に費用処理しております。

なお、主な耐用年数については以下のとおりであります。

建物及び構築物	9～15年
工具、器具及び備品	2～15年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響額はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

1. 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

- ①(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ②(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ③(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

2. 適用予定日

平成29年12月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

『繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針』の適用による連結財務諸表への影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 財務制限条項

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

長期借入金(1年内返済予定を含む)1,034,300千円にはナースコール株式会社の単体の財務諸表において次の財務制限条項が付されております。

- (1) 平成28年12月期決算期以降の各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- (2) 平成28年12月期決算期以降の各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

※2 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関との間で当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
当座貸越極度額	280,000千円
借入実行残高	200,000
差引額	80,000

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成28年1月1日至平成28年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	4,860	974	—	5,834
A種種類株式(注)	4,760	—	4,760	—
合計	9,620	974	4,760	5,834

(注) 普通株式の増加974株及びA種種類株式の減少4,760株は、A種種類株式の普通株式への転換請求によるものです。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	1,360
	合計	—	—	—	—	—	1,360

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、在宅ホスピス事業におけるホスピス施設であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成28年1月1日至平成28年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき、所要資金を金融機関からの借入により調達しております。余剰資金については、安全性の高い金融資産である預金等で運用を行っております。デリバティブ取引等は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、主に健康保険制度及び介護保険制度に基づく債権であり、その大半が国民健康保険団体連合会等の公的機関に対する債権であるためリスクは僅少であります。それ以外の売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク軽減を図っております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金、未払費用、預り金等は、1年以内の支払期日であります。借入金は組織再編における買収費用に係る資金調達や、設備投資に係る資金調達を主な目的としたものであります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰表を作成・更新すること等により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	235,290	235,290	—
(2) 売掛金	165,374	165,374	—
資産計	400,665	400,665	—
(1) 短期借入金	200,000	200,000	—
(2) 未払金	9,343	9,343	—
(3) 未払費用	78,926	78,926	—
(4) 預り金	30,636	30,636	—
(5) 未払法人税等	1,044	1,044	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,058,145	1,058,183	38
(7) リース債務（1年内返済予定を含む）	825,649	840,804	15,155
負債計	2,203,745	2,218,939	15,193

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 預り金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金のうち、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務（1年内返済予定を含む）

リース債務（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
差入保証金	52,422

賃借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	235,290	—	—	—
売掛金	165,374	—	—	—
合計	400,665	—	—	—

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
長期借入金	92,922	92,922	92,538	89,215	85,938	604,610
リース債務	12,020	13,744	14,424	15,145	15,911	754,402
合計	304,942	106,666	106,962	104,360	101,849	1,359,012

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成28年1月1日至平成28年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 1名 当社従業員 1名 子会社取締役 1名 子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 200,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成28年6月16日	平成28年6月16日
権利確定条件	<p>① 新株予約権者は、平成30年12月期から平成34年12月期までのいずれかの期の営業利益(監査済みの損益計算書(連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書)に基づくものとする。)が310百万円を超過した場合、権利行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成31年1月1日から 平成38年6月15日まで	平成30年6月14日から 平成38年6月13日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。また、平成31年1月31日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	200,000	100,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	200,000	100,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成31年1月31日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	250	250
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 平成31年1月31日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を本源的価値の見積によっております。当社株式の評価方法は、DCF方式によって算出した価格から総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 — 千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 — 千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度（平成28年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	2,060千円
税務上の繰越欠損金	104,746
その他	257
繰延税金資産小計	107,064
評価性引当額	△85,485
繰延税金資産合計	21,578

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産 21,578千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度は税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前連結会計年度の計算において使用した34.5%から、平成29年1月1日に開始する連結会計年度及び平成30年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.6%に、平成31年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.6%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

当社グループは、在宅ホスピス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

関連情報

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
愛知県国民健康保険団体連合会	681,236

(注) 当社グループは、在宅ホスピス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しています。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

関連当事者情報

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	高橋 正	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 1.7	債務の被保証	連結子会社の借入に対する債務被保証(注)2	23,845	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 連結子会社カイロス・アンド・カンパニー株式会社の借入金について、当社（ナースコール株式会社）及び同連結子会社の代表取締役である高橋正の債務保証を受けております。なお、当該債務被保証について保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額は債務被保証の期末残高を記載しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり純資産額	△10.44円
1株当たり当期純損失金額(△)	△39.39円

- (注) 1. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算出しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり当期純損失金額	
親会社株主に帰属する 当期純損失金額(△)(千円)	△197,919
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失金額(△)(千円)	△197,919
普通株式の期中平均株式数(株)	5,024,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数300個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

平成31年2月12日

ナースコール株式会社

代表取締役社長 笹本 哲 殿

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 直子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナースコール株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナースコール株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

当社は、平成29年1月4日設立であり、当事業年度（自 平成29年1月4日 至 平成29年12月31日）に係る情報のみ記載しております。

(単位：千円)

	当事業年度 (平成29年12月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	237,180
売掛金	※ 19,170
繰延税金資産	39
その他	442
流動資産合計	256,832
固定資産	
有形固定資産	
建設仮勘定	192
有形固定資産合計	192
投資その他の資産	
関係会社株式	128,695
差入保証金	12,631
投資その他の資産合計	141,326
固定資産合計	141,519
資産合計	398,351
負債の部	
流動負債	
未払金	※ 3,433
未払費用	1,925
預り金	1,887
未払法人税等	830
その他	5,562
流動負債合計	13,638
負債合計	13,638
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	
資本準備金	100,000
その他資本剰余金	177,335
資本剰余金合計	277,335
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,611
利益剰余金合計	1,611
株主資本合計	378,947
新株予約権	5,766
純資産合計	384,713
負債純資産合計	398,351

②【損益計算書】

当社は、平成29年1月4日設立であり、当事業年度（自 平成29年1月4日 至 平成29年12月31日）に係る情報のみ記載しております。

（単位：千円）

	当事業年度 (自 平成29年1月4日 至 平成29年12月31日)
売上高	※ 93,000
売上原価	—
売上総利益	93,000
販売費及び一般管理費	
役員報酬	47,450
給料及び手当	9,615
法定福利費	6,595
租税公課	2,167
支払報酬	13,676
その他	11,093
販売費及び一般管理費合計	90,598
営業利益	2,401
営業外収益	
受取利息	0
その他	0
営業外収益合計	0
経常利益	2,401
税引前当期純利益	2,401
法人税、住民税及び事業税	830
法人税等調整額	△39
法人税等合計	790
当期純利益	1,611

③【株主資本等変動計算書】

当社は、平成29年1月4日設立であり、当事業年度（自 平成29年1月4日 至 平成29年12月31日）に係る情報のみ記載しております。

当事業年度（自 平成29年1月4日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	—	—	—	—
当期変動額				
新株の発行	160,000	90,000		90,000
減資	△160,000		160,000	160,000
株式移転による増減	100,000	10,000	△62,551	△52,551
株式交換による増加			79,886	79,886
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	100,000	100,000	177,335	277,335
当期末残高	100,000	100,000	177,335	277,335

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	—	—	—	—	—
当期変動額					
新株の発行			250,000		250,000
減資			—		—
株式移転による増減			47,449		47,449
株式交換による増加			79,886		79,886
当期純利益	1,611	1,611	1,611		1,611
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				5,766	5,766
当期変動額合計	1,611	1,611	378,947	5,766	384,713
当期末残高	1,611	1,611	378,947	5,766	384,713

【注記事項】

(重要な会計方針)

当事業年度(自 平成29年1月4日 至 平成29年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(追加情報)

当事業年度(自 平成29年1月4日 至 平成29年12月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	当事業年度 (平成29年12月31日)
売掛金	18,900千円
未払金	1,400

(損益計算書関係)

※ 関係会社との取引高

	当事業年度 (自 平成29年1月4日 至 平成29年12月31日)
関係会社への売上高	91,500千円

(有価証券関係)

当事業年度(平成29年12月31日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当事業年度 (平成29年12月31日)
子会社株式	128,695千円
計	128,695

(税効果会計関係)

当事業年度（平成29年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	39千円
繰延税金資産合計	39

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	39千円
-------------	------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成29年1月4日 至 平成29年12月31日)

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成29年1月4日 至 平成29年12月31日)

(連結子会社の合併)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

(株式分割、単元株制度の採用)

当社は、平成31年1月14日開催の取締役会決議に基づき、平成31年1月31日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成31年1月31日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成31年1月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき1,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	7,094株
今回の分割により増加する株式数	7,086,906株
株式分割後の発行済株式総数	7,094,000株
株式分割後の発行可能株式総数	28,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成31年1月31日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、以下の通りです。

	当事業年度 (自 平成29年1月4日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	53.41円
1株当たり当期純利益金額	0.25円

(5) 新株予約権の権利行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、平成31年1月31日より新株予約権の1株当たりの権利行使価格を以下のとおり調整いたしました。

	調整前権利行使価格	調整後権利行使価格
第1回新株予約権	250,000円	250円
第2回新株予約権	250,000円	250円
第3回新株予約権	500,000円	500円
第4回新株予約権	500,000円	500円

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

当社は、平成29年1月4日設立であり、当事業年度（自 平成29年1月4日 至 平成29年12月31日）に係る情報のみ記載しております。

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建設仮勘定	—	192	—	192	—	—	192
有形固定資産計	—	192	—	192	—	—	192

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

(参考情報)

当社は、平成29年1月4日に単独株式移転によりナースコール株式会社の完全親会社として設立されました。株式移転前の実質的な統括会社であったナースコール株式会社が、当社の状況をより反映すると考えられるため、参考としてナースコール株式会社の前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）に係る財務諸表を記載しております。

なお、ナースコール株式会社の前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

(ナースコール株式会社)

(1) 財務諸表

① 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	192,473
売掛金	130,632
短期貸付金	※1 120,000
繰延税金資産	21,578
その他	10,026
流動資産合計	474,710
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	14,559
機械装置及び運搬具	2,586
工具器具備品	23,426
リース資産	405,875
建設仮勘定	142,521
減価償却累計額	△39,652
有形固定資産合計	549,315
無形固定資産	
のれん	634,302
無形固定資産合計	634,302
投資その他の資産	
関係会社株式	4,000
その他	56,682
投資その他の資産合計	60,682
固定資産合計	1,244,301
資産合計	1,719,012

(単位：千円)

前事業年度
(平成28年12月31日)

負債の部	
流動負債	
短期借入金	※3 130,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 85,938
リース債務	4,515
未払金	9,384
未払費用	74,470
預り金	9,748
未払法人税等	592
賞与引当金	6,315
その他	923
流動負債合計	321,886
固定負債	
長期借入金	※2 948,362
リース債務	399,954
固定負債合計	1,348,316
負債合計	1,670,203
純資産の部	
株主資本	
資本金	62,500
資本剰余金	
資本準備金	112,460
その他資本剰余金	52,960
資本剰余金合計	165,420
利益剰余金	
利益準備金	750
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△181,220
利益剰余金合計	△180,470
株主資本合計	47,449
新株予約権	1,360
純資産合計	48,809
負債純資産合計	1,719,012

② 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	874,964
売上原価	718,649
売上総利益	156,315
販売費及び一般管理費	
役員報酬	21,800
給料及び手当	44,098
法定福利費	10,079
租税公課	18,000
支払報酬	19,925
減価償却費	367
のれん償却額	48,792
その他	54,741
販売費及び一般管理費合計	217,805
営業損失(△)	△61,489
営業外収益	
受取利息	1,633
その他	334
営業外収益合計	1,968
営業外費用	
支払利息	40,541
その他	634
営業外費用合計	41,175
経常損失(△)	△100,696
税引前当期純損失(△)	△100,696
法人税、住民税及び事業税	595
法人税等調整額	△11,740
法人税等合計	△11,144
当期純損失(△)	△89,552

売上原価明細書

		前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		560,504	78.0
II 経費	※	158,144	22.0
当期売上原価		718,649	100.0

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
外注費(千円)	14,581
減価償却費(千円)	19,262
消耗品費(千円)	8,046
水道光熱費(千円)	11,858
旅費交通費(千円)	11,894
地代家賃(千円)	30,374
採用費(千円)	38,504

③ 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	62,500	112,460	52,960	165,420
当期変動額				
当期純損失（△）	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	62,500	112,460	52,960	165,420

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計		
	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合 計			
当期首残高	750	△91,668	△90,918	137,001	—	137,001
当期変動額						
当期純損失（△）	—	△89,552	△89,552	△89,552	—	△89,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	1,360	1,360
当期変動額合計	—	△89,552	△89,552	△89,552	1,360	△88,192
当期末残高	750	△181,220	△180,470	47,449	1,360	48,809

注記事項

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、取得価額30万円未満の減価償却資産については、取得時に費用処理しております。

なお、主な耐用年数については以下のとおりであります。

建物及び構築物	9～15年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債区分

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)
短期貸付金	120,000千円

※2 財務制限条項

長期借入金（1年内返済予定を含む）1,034,300千円には、当社（ナースコール株式会社）の単体の財務諸表において次の財務制限条項が付されております。

- (1) 平成28年12月期決算期以降の各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- (2) 平成28年12月期決算期以降の各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

※3 当社（ナースコール株式会社）は、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関との間で当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく前事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)
当座貸越極度額	130,000千円
借入実行残高	130,000
差引額	—

4 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (平成28年12月31日)
カイロス・アンド・カンパニー株式会社	70,000千円

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年12月31日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当事業年度 (平成28年12月31日)
子会社株式	4,000千円
計	4,000

(税効果会計関係)

前事業年度(平成28年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	2,060千円
税務上の繰越欠損金	22,695
その他	257
繰延税金資産小計	25,014
評価性引当額	△3,435
繰延税金資産合計	21,578

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	21,578千円
-------------	----------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した34.5%から、平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.6%に、平成31年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.6%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

④ 附属明細表

有価証券明細表

該当事項はありません。

有形固定資産等明細表

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は償却累計 額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物及び構築物	10,029	4,529	—	14,559	5,340	1,527	9,218
機械装置及び運搬具	1,347	1,239	—	2,586	1,121	378	1,464
工具、器具及び備品	21,903	1,523	—	23,426	8,387	4,194	15,039
リース資産	405,875	—	—	405,875	24,803	13,529	381,071
建設仮勘定	—	142,521	—	142,521	—	—	142,521
有形固定資産計	439,155	149,813	—	588,968	39,652	19,629	549,315
無形固定資産							
のれん	731,887	—	—	731,887	97,585	48,792	634,302
無形固定資産計	731,887	—	—	731,887	97,585	48,792	634,302

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建設仮勘定 ナーシングホームOASIS南 ホスピス施設 142,521千円

引当金明細表

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	4,360	6,315	4,360	—	6,315

(2) 主な資産及び負債の内容

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

平成31年2月12日

ナースコール株式会社

代表取締役社長 笹本 哲 殿

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 直子 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナースコール株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナースコール株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日、毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.jhospace.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - （3）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成30年 4月27日	J-STAR 二号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員 J-STAR 株式会社 代表取締役 原 禄郎	東京都千代 田区有楽町 一丁目12番 1号 新有 楽町ビル2 階	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	高橋 正	神奈川県足 柄下郡真鶴 町	特別利害関係 者等(当社の 代表取締役社 長、大株主上 位10名)	58	29,000,000 (500,000) (注)4	資本政策に よる
平成30年 4月27日	MIDWEST MINATO, L.P. General Partner ; Midwest Minato GP, Ltd., Director John Finlayson- Fife	Clifton House, 75 Fort Street GT, P.O. Box 1350 Grand Cayman KY1 -1108, Cayman Islands	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	高橋 正	神奈川県足 柄下郡真鶴 町	特別利害関係 者等(当社の 代表取締役社 長、大株主上 位10名)	22	11,000,000 (500,000) (注)4	資本政策に よる
平成30年 4月27日	Pacific Minato II, L.P. General Partner ; Pacific Minato II GP, Ltd., Director Grant E. Finlayson	Clifton House, 75 Fort Street GT, P.O. Box 1350 Grand Cayman KY1 -1108, Cayman Islands	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	高橋 正	神奈川県足 柄下郡真鶴 町	特別利害関係 者等(当社の 代表取締役社 長、大株主上 位10名)	20	10,000,000 (500,000) (注)4	資本政策に よる

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成28年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びにその役員並びに金融商品取扱業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格は、ディスカウントキャッシュフロー法により算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定しております。

5. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権（1）	新株予約権（2）
発行年月日	平成28年6月16日	平成28年6月16日
種類	第1回新株予約権 （ストック・オプション）	第2回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	普通株式 200株	普通株式 100株
発行価格	256,800円（注）4	250,000円（注）4
資本組入額	128,400円	125,000円
発行価額の総額	51,360,000円	25,000,000円
資本組入額の総額	25,680,000円	12,500,000円
発行方法	平成28年6月6日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）の決議を行っております。	平成28年6月6日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）の決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—

項目	新株予約権（3）	新株予約権（4）
発行年月日	平成29年12月18日	平成29年12月18日
種類	第3回新株予約権 （ストック・オプション）	第4回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	普通株式 440株	普通株式 410株
発行価格	510,015円（注）4	500,000円（注）4
資本組入額	255,008円	250,000円
発行価額の総額	224,406,600円	205,000,000円
資本組入額の総額	112,203,520円	102,500,000円
発行方法	平成29年12月11日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）の決議を行っております。	平成29年12月11日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）の決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）3	（注）3

項目	株式（１）
発行年月日	平成29年12月22日
種類	普通株式
発行数	500株
発行価格	500,000円（注）４
資本組入額	320,000円
発行価額の総額	250,000,000円
資本組入額の総額	160,000,000円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	（注）２

（注）１．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規則に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

- （１）同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - （２）同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - （３）新規上場申請者が、前２項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - （４）当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成29年12月31日であります。
- ２．同取引所の定める同施行規則第255条第１項第１号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 - ３．同取引所の定める同施行規則第259条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 - ４．株式の発行価額は、第三者評価機関がDCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）によって算出した結果を参考に決定しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権（１）	新株予約権（２）
行使時の払込金額	1株につき250,000円	1株につき250,000円
行使期間	平成31年1月1日から 平成38年6月15日まで	平成30年6月14日から 平成38年6月13日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載した通りであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載した通りであります。

	新株予約権（３）	新株予約権（４）
行使時の払込金額	1株につき500,000円	1株につき500,000円
行使期間	平成33年1月1日から 平成39年12月17日まで	平成31年12月15日から 平成39年12月14日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載した通りであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載した通りであります。

6. 第1回新株予約権及び第2回新株予約権は、ナースコール株式会社の平成28年6月6日開催の臨時株主総会における特別決議並びに平成28年6月13日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権であり、平成29年1月4日付の単独株式移転によりナースコール株式会社第1回目新株予約権者、第2回新株予約権者にそれぞれ割り当て交付されております。

7. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。上記株式（1）及び新株予約権（1）から（4）の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は、分割前の数値を記載しております。

2【取得者の概況】

新株予約権（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
高橋 正	神奈川県足柄下郡真鶴町	会社役員	100	25,680,000 (256,800)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
加藤 晋一郎	愛知県名古屋市守山区	会社役員	100	25,680,000 (256,800)	特別利害関係者等 (当社の常務取締役)

- (注) 1. 上記新株予約権は、ナースコール株式会社の平成28年6月6日開催の臨時株主総会における特別決議並びに平成28年6月13日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権であり、平成29年1月4日付の単独株式移転によりナースコール株式会社第1回新株予約権者に対し割当交付されております。
2. 取得者と提出会社との関係は平成29年1月4日の株式移転により当社が設立された日時点のものであります。
3. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、割当株数及び価格（単価）は当該株式分割前の割当株数及び価格（単価）で記載しております。

新株予約権（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
稲津 隆夫	神奈川県横浜市緑区	会社役員	40	10,000,000 (250,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
笹本 哲	愛知県名古屋市千種区	会社役員	40	10,000,000 (250,000)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
関 洋晃	東京都府中市	会社員	10	2,500,000 (250,000)	当社の従業員
小笠原 利枝	神奈川県横浜市中区	会社員	10	2,500,000 (250,000)	当社子会社の従業員

- (注) 1. 上記新株予約権は、ナースコール株式会社の平成28年6月6日開催の臨時株主総会における特別決議並びに平成28年6月13日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権であり、平成29年1月4日付の単独株式移転によりナースコール株式会社第2回新株予約権者に対し割当交付されております。
2. 取得者と提出会社との関係は平成29年1月4日の株式移転により当社が設立された日時点のものであります。
3. 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、割当株数及び価格（単価）は当該株式分割前の割当株数及び価格（単価）で記載しております。

新株予約権（3）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
高橋 正	神奈川県足柄下郡真鶴町	会社役員	105	53,551,575 (510,015)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
加藤 晋一郎	愛知県尾張旭市	会社役員	105	53,551,575 (510,015)	特別利害関係者等 (当社の常務取締役)
稲津 隆夫	神奈川県横浜市緑区	会社役員	70	35,701,050 (510,015)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
笹本 哲	愛知県名古屋市千種区	会社役員	70	35,701,050 (510,015)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
宮地 宗男	神奈川県鎌倉市	会社役員	70	35,701,050 (510,015)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
本田 凜太郎	京都府京都市西京区	会社役員	20	10,200,300 (510,015)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、割当株数及び価格（単価）は当該株式分割前の割当株数及び価格（単価）で記載しております。

新株予約権（4）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
高橋 正	神奈川県足柄下郡真鶴町	会社役員	95	47,500,000 (500,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
加藤 晋一郎	愛知県尾張旭市	会社役員	95	47,500,000 (500,000)	特別利害関係者等 (当社の常務取締役)
稲津 隆夫	神奈川県横浜市緑区	会社役員	50	25,000,000 (500,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
笹本 哲	愛知県名古屋市千種区	会社役員	50	25,000,000 (500,000)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
宮地 宗男	神奈川県鎌倉市	会社役員	50	25,000,000 (500,000)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
関 洋晃	東京都府中市	会社員	40	20,000,000 (500,000)	当社の従業員
小笠原 利枝	神奈川県横浜市中区	会社員	30	15,000,000 (500,000)	当社子会社の従業員

(注) 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、割当株数及び価格（単価）は当該株式分割前の割当株数及び価格（単価）で記載しております。

株式（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
J－STAR二号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 J－STAR株式会社 代表取締役 原 禄郎 (資本金50百万円)	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 新有楽町ビル2階	投資業	290	145,000,000 (500,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
MIDWEST MINATO, L.P. General Partner ; Midwest Minato GP, Ltd., Director John Finlayson-Fife (資本金50,000 USD)	Clifton House, 75 Fort Street GT, P.O. Box 1350 Grand Cayman KY1-1108, Cayman Islands	投資業	109	54,500,000 (500,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Pacific Minato II, L.P. General Partner ; Pacific Minato II GP, Ltd., Director Grant E. Finlayson (資本金50,000 USD)	Clifton House, 75 Fort Street GT, P.O. Box 1350 Grand Cayman KY1-1108, Cayman Islands	投資業	101	50,500,000 (500,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成31年1月14日開催の取締役会決議により、平成31年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、割当株数及び価格（単価）は当該株式分割前の割当株数及び価格（単価）で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
J-STAR 二号投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 新有楽町ビル2階	4,008,000	48.62
MIDWEST MINATO, L.P. (注) 1	Clifton House, 75 Fort Street GT, P.O. Box 1350 Grand Cayman KY1-1108, Cayman Islands	1,497,000	18.16
Pacific Minato II, L.P. (注) 1	Clifton House, 75 Fort Street GT, P.O. Box 1350 Grand Cayman KY1-1108, Cayman Islands	1,389,000	16.85
高橋 正 (注) 1、2	神奈川県足柄下郡真鶴町	500,000 (300,000)	6.07 (3.64)
加藤 晋一郎 (注) 3	愛知県尾張旭市	300,000 (300,000)	3.64 (3.64)
稲津 隆夫 (注) 3	神奈川県横浜市緑区	160,000 (160,000)	1.94 (1.94)
笹本 哲 (注) 5	愛知県名古屋市千種区	160,000 (160,000)	1.94 (1.94)
宮地 宗男 (注) 5	神奈川県鎌倉市	120,000 (120,000)	1.46 (1.46)
関 洋晃 (注) 6	東京都世田谷区	50,000 (50,000)	0.61 (0.61)
小笠原 利枝 (注) 7	神奈川県横浜市中区	40,000 (40,000)	0.49 (0.49)
本田 凜太郎 (注) 4	京都府京都市西京区	20,000 (20,000)	0.24 (0.24)
計	—	8,244,000 (1,150,000)	100.00 (13.95)

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等 (当社取締役)

4. 特別利害関係者等 (当社監査役)

5. 特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)

6. 当社の従業員

7. 当社子会社の従業員

8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり内数であります。

平成31年2月12日

日本ホスピスホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 直子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ホスピスホールディングス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ホスピスホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成31年2月12日

日本ホスピスホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 直子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ホスピスホールディングス株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年7月1日から平成30年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ホスピスホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

平成31年2月12日

日本ホスピスホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 直子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ホスピスホールディングス株式会社の平成29年1月4日から平成29年12月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ホスピスホールディングス株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

